(証券コード　4282)
平成27年12月４日

株　主　各　位

東京都新宿区津久戸町１番８号
ＥＰＳホールディングス株式会社
代表取締役会長　厳　　浩

第25回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第25回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成27年12月21日（月曜日）午後５時までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年12月22日（火曜日）午前10時
２．場　　所　東京都千代田区九段北四丁目２番25号
　アルカディア市ヶ谷（私学会館）　６階「霧島」の間
３．目的事項
報告事項
１．第25期(平成26年10月１日から平成27年９月30日まで)
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第25期(平成26年10月１日から平成27年９月30日まで)
計算書類報告の件
決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　当社と株式会社綜合臨床ホールディングスとの株式交換契約承認の件
第３号議案　定款一部変更の件
第４号議案　取締役９名選任の件
第５号議案　監査役２名選任の件
第６号議案　補欠監査役１名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
２．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイト(http://www.eps-holdings.co.jp)に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の経済状況について、国内では消費税引き上げに伴う消費の落ち込みからの回復は鈍いものの、雇用環境の改善や企業業績の向上等から緩やかな景気回復を続けています。一方、海外においては、当社グループが主に事業を展開する中国を含むアジア地域では、継続的な経済成長の傾向は変わらないものの、景気減速がみられました。

医薬品・医療機器の開発分野においては、医薬品開発の効率化の要請など不確実な要素も存在するものの、日本発の医薬品・医療機器の開発推進という政府方針もあり、関連企業による積極的な活動が続いています。

その中で、医薬品・医療機器開発にかかるアウトソース市場は、顧客である製薬企業・医療機器企業から、一層の高品質化・効率化の要求はあるものの、開発期間の短縮、開発コスト抑制という基調を背景にしたアウトソース活用ニーズは引き続き旺盛であり、国内・グローバルいずれも拡大傾向にあります。

このような当社グループを取り巻く環境に対し、当社グループが展開するＣＲＯ（医薬品開発業務受託機関）、ＳＭＯ（治験施設支援機関）、ＣＳＯ（医薬品販売業務受託機関）の国内３セグメントには、顧客のニーズ変化や規制・技術の変化を敏感に捉え、高い業務効率を維持しながらも高品質サービスの提供と、それを実現する組織構築が求められています。一方、海外セグメントでは、Global Research事業においては、グローバルレベルの顧客ニーズへの対応強化、また、益新事業においては中国現地市場での競争力確立が課題となっています。

当期における当社グループ全体の業績は、連結売上高は45,202百万円（前期比8.1％増）、連結営業利益は5,482百万円（同22.1％増）、連結経常利益は5,362百万円（同26.4％増）、連結当期純利益は2,163百万円（同18.3％増）と増収増益になりました。計画に対しては、連結売上高は102％、連結営業利益は118％、連結経常利益は123％、連結当期利益は111％といずれも超過達成となりました。

当社グループでは、国内事業は、国内ＣＲＯ事業、国内ＳＭＯ事業、国内ＣＳＯ事業の３つのセグメントで展開しています。

国内ＣＲＯ事業は、イーピーエス株式会社、派遣型ＣＲＯ業務の株式会社イーピーメイト、医薬・医療系ＩＴ関連業務のイートライアル株式会社、及び前期に株式を取得した株式会社ＥＰＳアソシエイトの４社で事業を展開しています。

国内ＣＲＯ事業を業務別でみると、イーピーエス株式会社におけるモニタリング業務（(注)１）は、営業面での積極的対応及び獲得した案件の確実な推進を行い、売上高はほぼ予定どおり、営業利益は予定を超過して推移しました。データマネジメント業務（(注)２）は、堅調な受注を背景に、売上高、営業利益ともに予定を超過して推移しました。一方、臨床研究、医師主導治験及び医療機器の支援業務は、受注の時期の遅れにより、売上高、営業利益ともに予定を下回りました。派遣型ＣＲＯ業務は、売上高は予定を若干下回りましたが、営業利益は予定を超過して推移しました。医薬・医療系ＩＴ関連業務については、売上高、営業利益ともに堅調に推移しました。株式会社ＥＰＳアソシエイトは、買収後に進めていた管理体制の再構築を進めるとともに、営業体制の強化が実り、売上高、営業利益ともに予定を大幅に超過して推移しました。

その結果、国内ＣＲＯ事業における売上高は、前期と比較して1,029百万円増の25,219百万円（同4.3%増）となり、計画に対しても101%と達成いたしました。営業利益は、5,491百万円と対計画で119%の大幅超過達成となりました。なお、当社は平成27年１月１日付けの持株会社制への移行に伴い、当社（持株会社）で発生した費用を各セグメントに配分しない方法としているため、前期の費用に持株会社への移行分が含まれている当セグメントにおいては、営業利益の対前期比については記載しておりません。

国内ＳＭＯ事業は、株式会社イーピーミントで事業を展開しています。

優良な医療機関との提携拡大及び治験体制の整備、プロジェクト管理体制の強化、提案型営業の全面展開等の営業体制の強化による業績の拡大と、業務効率改善に取組みました。結果として、受注に関しては予定通りに推移したものの、売上高に関しては、予定していた大型案件のスタートが外部要因により遅れた影響を取り戻せず、対前期比で増収を確保したものの、計画は大幅未達となりました。また、費用面では、採用の強化、新規の支店開設、本社移転等による先行投資的費用が増加しました。

その結果、国内ＳＭＯ事業における売上高は、前期と比較して198百万円増の6,486百万円（同3.2%増）となったものの、計画には達しませんでした。営業利益は、前期と比較して209百万円減の691百万円（同23.3%減）となりました。

国内ＣＳＯ事業は、株式会社ＥＰファーマラインで事業を展開しています。

医薬向けＣＭＲ（契約MR：医薬情報担当者）（(注)３）部門は採用を積極的にすすめた結果、売上増加に寄与しました。医薬向けコールセンター部門は堅調に推移し売上増加に寄与しました。一方、ＰＭＳ（市販後調査）部門は、順調に案件受託が増加しましたが、当期中に売上計上にいたらない部分が多く、売上受注残を多く残しています。医療機器向けＣＭＲは堅調に推移しましたが、ヘルスケ

アコールセンターは横ばいにとどまりました。
その結果、国内ＣＳＯ事業における売上高は、前期と比較して813百万円増の6,788百万円（同13.6％増）となり、計画に対しても104％と超過達成しました。営業利益は、前期と比較して124百万円増の383 百万円（同48.1％増）となり大幅に増加しました。

海外事業は、Global Research 事業、益新事業の２つのセグメントで展開しています。

Global Research 事業は、ＥＰＳインターナショナル株式会社とその海外グループ会社で構成されています。
Global Research 事業においては、国内外での積極的な営業推進などにより売上拡大を図りました。また、コスト削減策を継続的に実施し、収益体質の改善を図りました。
その結果、Global Research 事業の売上高は、前期と比較して581百万円増の2,773百万円（同26.5％増）と大きく増加し、対計画でも124％と大幅に超過しました。加えて、営業損失が前期と比較して219百万円減の31百万円となり、赤字幅が大幅に縮小しました。

益新事業は、ＥＰＳ益新株式会社と益新(中国)有限公司及びその海外グループ会社で構成されています。ＥＰＳ益新株式会社は日本国内からの益新事業全体の管理及びサポート、益新（中国）有限公司は現地における事業の統括を行っています。
益新事業は、医療機器業務、医薬品業務、周辺サポート業務の３つの業務で構成されており、なかでも医療機器業務において、益通（蘇州）医療技術有限公司が扱うデジタルレントゲン検査機や画像フィルムなどの医療機器の販売が好調に推移しました。また、医薬品業務では、保有する開発権の一部を売却したことにより、投資利益を実現しました。
その結果、益新事業における売上高は、前期と比較して、766百万円増の4,274百万円（同21.9％増）となり、営業損益では、前期の営業赤字117百万円から30百万円の営業利益となり、増収増益となりました。また、対計画でも売上高、営業利益共に超過達成しました。

（注）１．モニタリング業務は、臨床試験に参加する医療機関を訪問して、担当医師と直接面談し、プロトコールの内容説明、試験進捗状況の確認、調査票の記入依頼・回収・精査をします。プロトコールとは、臨床試験の依頼者（製薬会社等）が作成するもので、試験の目的、デザイン、方法、統計学的な考察及び組織・責任体制を記載した文書のことです。
２．データマネジメント業務は、臨床試験により集積された調査票データの精査、固定、集計、解析、各種会議用資料の作成等一連のデータをマネジメントします。
３．ＣＭＲ（契約ＭＲ）は、医薬関係者に面接の上、医薬品の品質・有効性・安全性などに関する情報の提供・収集・伝達を主な業務として行う者のことです。

⑵ 設備投資の状況

該当事項はありません。

⑶ 資金調達の状況

当社の連結子会社であるイーピーエス株式会社は株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行より平成27年４月に計1,000百万円の長期借入を実行しております。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

① 当社は各事業セグメントにおける権限・責任を明確化し、各セグメントがより自律的な事業運営を行える体制への移行を行うため、平成26年10月１日を効力発生日として、益新事業（中国事業）セグメントである益通（南通）医療設備有限公司、益新（南通）医薬科技有限公司、GNI-EPS(HONG KONG)HOLDINGS LIMITEDの３社の当社保有の出資持分を分割し、益新事業（中国事業）の管理機能を有するＥＰＳ益新株式会社に承継しました。また、当社が所有している益新（中国）有限公司の出資持分を平成26年10月１日を効力発生日としてＥＰＳ益新株式会社に譲渡しました。

② 当社は各事業セグメントにおける権限・責任を明確化し、各セグメントがより自律的な事業運営を行える体制への移行を行うため、平成27年１月１日を効力発生日として、Global Research事業を行っている益新国際医薬科技有限公司、Ever Progressing System(Hong Kong)Limited、EPS International Korea Limited.及び全面顧問股份有限公司の出資持分を吸収分割の方法により、Global Research事業を実施・管理する中間持株会社ＥＰＳインターナショナル株式会社に承継しました。

③ 当社は、持株会社体制に移行するため、平成27年１月１日を効力発生日として、当社の臨床開発支援サービス事業（ＣＲＯ事業）を、子会社であるイーピ

ーエス分割準備株式会社に承継させる吸収分割を行いました。これに伴い、当社はＥＰＳホールディングス株式会社に、イーピーエス分割準備株式会社はイーピーエス株式会社に、それぞれ商号を変更しております。

(5) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

(6) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

① 当社の連結子会社である益新（中国）有限公司は、平成27年３月に北京益信開元医療健康投資組合企業（有限組合）に出資いたしました。

② 当社は、平成27年１月１日を効力発生日として当社を株式交換完全親会社、当社の連結子会社である株式会社イーピーミントを株式交換完全子会社として株式交換を行い、議決権等の所有割合は 53.2 %から 100.0 %となりました。

(7) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

区　　分	第22期 (平成24年９月期)	第23期 (平成25年９月期)	第24期 (平成26年９月期)	第25期 (当連結会計年度) (平成27年９月期)
売　　上　　高(百万円)	35,202	37,584	41,800	45,202
経　常　利　益(百万円)	5,091	3,540	4,242	5,362
当　期　純　利　益(百万円)	2,207	1,709	1,828	2,163
１株当たり当期純利益　(円)	12,343.39	4,781.13	51.54	58.14
総　　資　　産(百万円)	26,647	30,323	34,689	39,387
純　　資　　産(百万円)	18,436	20,060	21,230	23,590
１株当たり純資産額　(円)	87,280.50	48,890.72	533.49	614.27

（注）１．１株当たり当期純利益は期中平均株式数に基づき、また、１株当たり純資産額は期末発行済株式数に基づき算出しております。

２．平成25年４月１日付をもって１株につき２株の株式分割を行っており、第23期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

３．第24期及び第25期において、「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」導入に伴い、１株当たり情報の算定上の基礎となる期中平均株式数及び期末発行済株式総数からは、持株会信託が所有する当社株式を控除しております。

４．平成26年４月１日付をもって１株につき100株の株式分割を行っており、第24期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額については、株式分割が当該期首に行われたものとして算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
イーピーエス株式会社	100百万円	100.0%	ＣＲＯ業務
株式会社イーピーミント	478百万円	100.0	ＳＭＯ業務
株式会社ＥＰファーマライン	433百万円	95.0	ＣＳＯ業務、コールセンター業務
北京益欣新科信息技術有限公司	1百万米ﾄﾞﾙ	100.0	ソフトウェア開発業務
益新（中国）有限公司	45百万米ﾄﾞﾙ	100.0	中国事業の統括
益新国際医薬科技有限公司	68百万人民元	100.0	中国におけるＣＲＯ業務
益通（蘇州）医療技術有限公司	5百万人民元	55.0	中国における医療機器販売
ＥＰＳ益新株式会社	100百万円	100.0	中国事業の統括・推進・管理業務
ＥＰＳインターナショナル株式会社	100百万円	100.0	ＣＲＯ業務
ＥＰＩ株式会社	100百万円	100.0	ＢＰＯサービス
株式会社ＥＰＳアソシエイト	100百万円	100.0	ＣＲＯ業務
北京益信開元医療健康投資組合企業	10百万人民元	100.0	投資ファンド

（注） 1．当社は平成27年１月１日付で純粋持株会社に移行し、ＣＲＯ業務をイーピーエス株式会社に吸収分割方式で承継しました。

2．ＥＭＳ株式会社は、平成27年７月１日付で連結子会社であるＥＰＩ株式会社に吸収合併されました。

③特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
イーピーエス株式会社	東京都新宿区下宮比町2-23	8,101百万円	24,338百万円

(9) 企業集団が対処すべき課題

当社グループは当期において、連結売上高、連結営業利益，連結経常利益につき、対計画で超過達成いたしました。次期は、当期中におこなったホールディング体制の効果を発揮し、各セグメントの自立的な活動とグループ力の一元的な発揮の両面を強化します。

施策面では、予定される株式会社綜合臨床ホールディングス（コード：2399、東証第一部）との経営統合、さらなるＭ＆Ａの模索などにより、事業拡大を積極的に進めていきます。一方、主に国内ＣＲＯ事業において、中期的な成長のため

の先行投資的な足固めを図るため、利益面に関しては大きな増加は見込んでおりません。

国内ＣＲＯ事業は、利益最大化に向けた原価管理の徹底、新規顧客の発掘に加え、他の事業セグメントも含めたグループ全体での連携を強化することにより、一層の発展に努めます。また、管理面ではリソースの最適化や制度の見直しなどにより磐石な体制作りを行います。モニタリング業務においては、重点疾患領域ごとに開発戦略を担う機能を設置し、専門性・競争力を高めるとともに、事業セグメント内のイーピーエス株式会社と株式会社ＥＰＳアソシエイトとのシナジー発揮をさらに推進します。受託したプロジェクトの確実な実施を継続するとともに、積極的な案件受託を実現します。データマネジメント業務においては、グループ内各社との連携と、独自性のある新しい事業モデル構築への取り組みをさらに推進し、業績の拡大に努めていきます。費用面では、増加する引合いに対応するため、従来から懸案となっていた専門人材（Clinical Research Associate等）の大幅確保や、顧客業務の一括対応のための人員・オフィスの拡充など、中期的な成長のための先行投資的な支出を積極的に行います。

国内ＳＭＯ事業は、顧客満足度向上のためのプロジェクト進捗管理の推進、がん領域の施設拡大とがん領域経験ＣＲＣ（Clinical Research Coordinator:治験コーディネーター）の育成、提案型営業の全面的展開、また、人員の適正な再配置等の施策を継続的に行うことにより、業績の向上に努めます。なお、平成28年１月１日に予定している、同業ＳＭＯ大手の株式会社綜合臨床ホールディングスとの経営統合により、業容を大きく拡大させていきます。

国内ＣＳＯ事業では、医薬向けＣＭＲ部門において専門性の強化と差別化の実現、医薬向けコールセンター部門においてニーズ増加が著しいアウトバンドの積極的提案と獲得、更にＰＭＳ部門において、着実な業務遂行のための仕組み構築と教育の重点強化等により、売上、利益の拡大を図ります。

Global Research事業は、アジア・パシフィック地域におけるＣＲＯのリーディングカンパニーを目指し、日本国内の顧客、海外の顧客に対して引き続き積極的な活動を行います。10数カ国に及ぶアジアでの地理的カバーに加え、顧客の高い要求水準に対応するための体制作りを進め、アジアを含むグローバル試験を積極的に獲得し、高い成長と利益面での改善を目指します。

益新事業は、引き続き医療機器の販売を売上の基礎としながら、投資事業、非臨床基礎研究用資材商社機能など関連業務も併せて、収益拡大を図っていきます。体制面では、ＥＰＳ益新株式会社（日本）および益新（中国）有限公司を中心に益新事業全体の統合的な事業運営を行い、効果的な投資管理により資産価値を増大させます。これにより、従来からの方針である「日中間のヘルスケア分野における専門商社的機能」を事業コンセプトとして推進していきます。

(10) 主要な事業内容（平成27年９月30日現在）

当社グループは、臨床試験の受託を主な事業としており、各業務の内容は次のとおりであります。

- プロトコール作成等試験の企画
- 症例登録、進捗管理
- モニタリング
- データマネジメント、統計解析
- 申請資料の作成等の薬事申請支援業務
- 臨床試験サポートシステムの開発
- 医療情報システムの開発
- 医療機関向けＣＲＣの派遣サービス及びサイトサポート業務
- 製薬会社向け人材派遣業務
- 安全性試験の仲介及び研究用資材、動物の提供業務
- ソフトウェア開発受託業務

(11) 主要な営業所及び工場（平成27年９月30日現在）

当社本社　　東京都新宿区

国内主要拠点等　イーピーエス㈱（全国５地区９拠点）、㈱イーピーミント（東京都新宿区）、㈱ＥＰファーマライン（東京都豊島区）、㈱イーピービズ（東京都新宿区）、㈱イーピーメイト（東京都新宿区）、イートライアル㈱（東京都新宿区）、ＥＰＩ山梨㈱（山梨県甲府市）、㈱ＥＰＳアソシエイト（東京都新宿区）

海外主要拠点等　上海日新医薬発展有限公司（中国）、EVER PROGRESSING SYSTEM PTE.LTD.（シンガポール）、益新（中国）有限公司（中国）、全面顧問股份有限公司（台湾）、EPS International Korea Limited.（韓国）、益新国際医薬科技有限公司（中国）、益通（蘇州）医療技術有限公司（中国）

(12) 使用人の状況（平成27年９月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
4,211	63増

（注） 臨時使用人は含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数（名）	前事業年度末比増減（名）	平均年齢	平均勤続年数
21	1,685減	51.1歳	6.7年

（注） １．臨時使用人は含んでおりません。
２．当事業年度において、使用人数が1,685名減少しておりますが、これは主として持株会社への移行に伴い、ＣＲＯ事業に従事する使用人が当社連結子会社のイーピーエス株式会社に転籍したことによるものであります。

(13) 主要な借入先の状況（平成27年９月30日現在）

借入先	借入金残高（百万円）
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	3,062
株式会社みずほ銀行	800

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは平成27年１月１日付で持株会社制に移行しました。

2. 会社の株式に関する事項（平成27年９月30日現在）

(1) 発行可能株式総数　129,600,000株

(2) 発行済株式の総数　38,030,333株（自己株式 395,780株を除く。）

(3) 株主数　3,172名（前事業年度末比 64名増。）

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
有限会社ワイ・アンド・ジー	9,744,000株	25.62%
GOLDMAN, SACHS & CO.REG	3,406,422	8.95
BNP PARIBAS SEC SERVICES LUXEMBOURG/ JASDEC/ ABERDEEN GLOBAL CLIENT ASSETS	1,629,100	4.28
CBNY-GOVERNMENT OF NORWAY	1,278,200	3.36
NORTHERN TRUST CO.(AVFC)RE-HCROO	1,160,700	3.05
住友生命保険相互会社	1,080,000	2.83
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,006,900	2.64
ＰＬＥＡＳＡＮＴ　ＶＡＬＬＥＹ	987,800	2.59
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	959,600	2.52
イーピーエス従業員持株会	693,114	1.82

(5) その他株式に関する重要な事項

カバウター・マネージメント・エルエルシーから平成26年10月８日付、平成26年11月14日付、平成26年11月26日付、平成27年４月８日付、平成27年６月17日付で株券等の大量保有報告書の変更報告書の提出があり、以下の株式を保有している旨の報告を受けました。当社としては当事業年度末現在における所有株式数の把握ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、提出された大量保有報告書の変更報告書に記載されている内容は以下のとおりであります。

株主名	当社への出資状況		
	報告義務発生日	持株数（株）	保有割合（%）
カバウター・マネージメント・エルエルシー	平成26年10月１日	2,679,756	7.41
	平成26年11月10日	3,078,504	8.51
	平成26年11月24日	3,078,804	8.51
	平成27年４月３日	3,669,269	9.55
	平成27年６月15日	4,059,156	10.56

（注）平成27年１月１日に実施いたしました株式会社イーピーミントとの株式交換により、発行済株式数が2,266,113株増加しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 会社役員が有する新株予約権等のうち、職務執行の対価として交付されたものに関する事項

該当事項はありません。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) その他の新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年９月30日現在）

地位	氏名	担当	重要な兼職状況
代表取締役会長	厳浩	—	有限会社ワイ・アンド・ジー代表取締役 特定非営利活動法人日中医学交流センター副会長 一般社団法人日本中華総商会代表理事 益新（中国）有限公司董事長 益通（蘇州）医療技術有限公司董事長 益通（南通）医療設備有限公司董事長 益新（南通）医薬科技有限公司董事長 ＥＰＳ益新株式会社代表取締役
代表取締役社長	田代伸郎	—	株式会社イーピーミント代表取締役
取締役	折橋秀三	第二経営支援グループ長	—
取締役	田中尚	—	イーピーエス株式会社代表取締役社長 ＥＰＳインターナショナル株式会社代表取締役会長
取締役	西塚淳一	—	株式会社ＥＰファーマライン代表取締役社長
取締役	ＤａｎＷｅｎｇ	第二事業推進グループ長兼海外事業推進室長	ＥＰＳインターナショナル株式会社代表取締役社長 上海日新医薬発展有限公司董事長 益新国際医薬科技有限公司董事長 EPS International Korea Limited. 代表取締役 全面顧問股份有限公司董事長 EPS AMERICAS CORP.CEO
取締役	安藤秀高	—	株式会社イーピーミント代表取締役社長
取締役	玉井康治	—	—
取締役	安藤佳則	—	株式会社安藤佳則事務所代表取締役 知識工房株式会社代表取締役
常勤監査役	藤井資久	—	—
監査役	舩橋晴雄	—	シリウス・インスティテュート株式会社代表取締役
監査役	辻純一郎	—	—

（注）１　取締役安藤佳則氏は、社外取締役であります。
２　取締役安藤佳則氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
３　監査役舩橋晴雄氏及び辻純一郎氏は、社外監査役であります。
４　監査役澁谷耕一氏は、平成26年12月19日付で辞任いたしました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （1）	87百万円 （2）
監査役 （うち社外監査役）	4 （3）	16 （2）
合計 （うち社外役員）	9 （4）	103 （4）

（注）1　上記には、平成26年12月19日開催の第24回定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役１名が含まれております。
2　取締役の報酬限度額は、第８回定時株主総会において年額 160 百万円以内と決議いただいております。
3　監査役の報酬限度額は、第９回定時株主総会において年額 30 百万円以内と決議いただいております。

(3) 社外取締役に関する事項

①　重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

氏　　名	他の会社の兼職状況
取締役安藤佳則	株式会社安藤佳則事務所及び知識工房株式会社の代表取締役を務めております。当社と各社に資本関係はなく、取引先ではありません。

②　当事業年度における主な活動の状況

氏　　名	主な活動状況
取締役安藤佳則	当事業年度開催の18回の取締役会のうち16回に出席し、コンサル担当業及び事業会社経営の経験から適時な発言と、議案・審議等につき必要な発言がありました。

(4) 社外監査役に関する事項

① 重要な兼職状況及び当該兼職先と当社との関係

氏　　名	他の会社の兼職状況
監査役 舩橋晴雄	シリウス・インスティテュート株式会社の代表取締役を務めております。当社と同社に資本関係はなく、取引先ではありません。

② 当事業年度における主な活動の状況

氏　　名	主な活動状況
監査役 舩橋晴雄	当事業年度開催の18回の取締役会のうち16回に出席、監査役会13回のうち11回に出席し、経営や行政における幅広い見識と豊富な経験から適時な発言と、適切な意見表明がありました。
監査役 辻純一郎	当事業年度開催の14回の取締役会のうち14回に出席、監査役会13回のうち13回に出席し、経営や法務における幅広い見識と豊富な経験から適時な発言と、適切な意見表明がありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の監査業務の報酬　　52百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

56百万円

（注）1　当社監査役会は、会計監査人の報酬等の額、監査担当者その他監査契約の内容が適切であるかについて、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を行い、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを検討し、同意しました。

（注）2　当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため上記①の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法・公認会計士法等の法令に違反・抵触した場合で、監査役会がその事実に基づき当該監査人を解任または不再任と判断した場合は、「会計監査人の解任または不再任」を株主総会の付議議案とすることを取締役会へ請求し、取締役会はそれを審議します。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社の業務の適正を確保するための体制の整備について、「内部統制システム構築の基本方針」として取締役会において決議した内容は次のとおりであります。（最終改定　平成27年5月25日）

(1) 取締役、使用人の職務執行の法令及び定款適合性を確保するための体制

① 公正な経営を実現するために、当社の取締役及び使用人は、当社が上場会社であることを自覚し、法令を遵守することを徹底させるために、会議等における説明、研修会等を実施する。

② 別途定める社内規程に基づく職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制を構築する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

法令及び社内規程に則り、保存及び管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

個々の損失の危険（財務、法務、環境、災害等のリスク）の領域ごとに、当該損失の危険に関する事項を統括する担当取締役が、それぞれ損失の危険の管理（体制を含む）に関する社内規程を作成し、適切な管理体制を構築する。

(4) 取締役の職務執行の効率性を確保するための体制

① 当社グループに影響を及ぼす重要な事項については、多面的な検討を経て慎重に意思決定を行うための仕組みとして、取締役会に加え、必要に応じ、全社横断会議、部門会議、委員会等を設置する。

② 各部門及びグループ会社から量的及び質的目標を提出させ、明確な目標値を付与の上年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行う。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 別途定める社内規程に基づき、当社グループのコンプライアンス体制を構築する。

② グループ会社の経営については自主性を尊重するが、別途定める社内規程に基づき、グループ会社について適切な管理を行い、グループ会社から経営上の重要な事項について報告を行わせ、必要に応じ、グループ会社と事前協議を行う。

③ 別途定める社内規程に基づき、監査室は、各部門及びグループ会社に対し監査を行う。

(6) 監査役がその職務の補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査室の構成員を主体に補助使用人とする。

(7) 監査役の補助使用人の独立性

① 監査役の補助使用人の人事異動は、事前に監査役会の同意を必要とする。

② 監査役の補助使用人の人事評価について、監査役会は必要に応じて意見を述べることができる。

③ 監査役の補助使用人は、監査役が指示した業務については、監査役以外の者からの指揮命令を受けない。

(8) 取締役及び使用人の監査役への報告に関する体制

① 当社グループの取締役及び使用人は、監査役に必要な報告及び情報提供を行う。

② 当該報告をした者への不利な取扱いを禁止し、その旨を当社グループの役員及び使用人に周知徹底する。

(9) その他監査役監査の実効性を確保するための体制

① 代表取締役は、当社グループが対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について、監査役と意見交換を行う。

② 監査役は、必要に応じ、監査室及び会計監査人と意見交換を行い、監査室には調査及び報告を求める。

③ 監査室、総務室、会計財務室等所属の使用人が協力し、補助する。

④ 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該費用又は債務が監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求に従い、速やかに行う。

運用状況の概要

当社は、各事業セグメントへの大幅な権限委譲とそれに伴う責任と権限を明確にし、各事業セグメントにおける自主経営の推進を図っており、持株会社としてバックアップ機能を充実・強化するとともに適切なグループ経営体制の構築を目指しており、そのための内部統制システムの整備・運用を進めております。

当社は、グループ経営に重点をおいた取締役会運営を行うとともに、各事業セグメントの月次業績レビュー及び情報共有のためのグループ経営会議を開催しております。また、当社の内部監査部門はグループ会社に対する監査を実施しており、グループ経営に適応したモニタリングを行っております。

当社は、内部統制システムの整備・運用状況について適宜モニタリングを実施しており、その結果、解決すべき問題点及び対処すべき課題が判明した場合は、必要に応じて規程類の見直し等の是正措置を行うなど、より適切なグループ経営体制の構築を図るため、継続的な内部統制システムの整備・運用に努めております。

（注） 本事業報告は、記載金額未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

（平成27年９月30日現在）

（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
（資産の部）		（負債の部）	
流動資産	**29,640**	**流動負債**	**11,052**
現金及び預金	13,968	支払手形及び買掛金	894
受取手形及び売掛金	9,913	短期借入金	615
有価証券	762	１年内返済予定の長期借入金	704
商品	958	未払法人税等	2,454
仕掛品	823	賞与引当金	1,707
繰延税金資産	972	受注損失引当金	21
その他	2,306	その他	4,654
貸倒引当金	△66	**固定負債**	**4,745**
固定資産	**9,746**	長期借入金	3,178
有形固定資産	**3,010**	役員退職慰労引当金	230
建物	2,459	退職給付に係る負債	724
器具及び備品	449	資産除去債務	390
その他	102	その他	222
無形固定資産	**1,616**	**負債合計**	**15,797**
のれん	928	（純資産の部）	
その他	688	**株主資本**	**21,155**
投資その他の資産	**5,119**	**資本金**	**1,875**
投資有価証券	1,916	**資本剰余金**	**3,593**
長期貸付金	890	**利益剰余金**	**16,260**
敷金及び保証金	1,551	**自己株式**	**△572**
繰延税金資産	346	**その他の包括利益累計額**	**2,063**
退職給付に係る資産	41	**その他有価証券評価差額金**	**65**
その他	1,179	**為替換算調整勘定**	**1,990**
貸倒引当金	△806	**退職給付に係る調整累計額**	**7**
		少数株主持分	**370**
		純資産合計	**23,590**
資産合計	**39,387**	**負債純資産合計**	**39,387**

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**45,202**
売上原価		**31,940**
売上総利益		**13,261**
販売費及び一般管理費		**7,779**
営業利益		**5,482**
営業外収益		
受取利息	82	
保険解約益	73	
補助金収入	85	
消費税等差益	291	
違約金収入	70	
その他	73	676
営業外費用		
支払利息	33	
貸倒引当金繰入額	503	
為替差損	126	
持分法による投資損失	113	
その他	19	796
経常利益		**5,362**
特別利益		
負ののれん発生益	17	17
特別損失		
投資有価証券評価損	482	
減損損失	354	837
税金等調整前当期純利益		**4,542**
法人税、住民税及び事業税	2,912	
法人税等調整額	△424	2,487
少数株主損益調整前当期純利益		**2,054**
少数株主損失		108
当期純利益		**2,163**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,875	1,826	14,670	△653	17,718
会計方針の変更による累積的影響額			88		88
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,875	1,826	14,759	△653	17,807
当期変動額					
株式交換による増加		1,766			1,766
剰余金の配当			△661		△661
当期純利益			2,163		2,163
自己株式の取得				△1	△1
自己株式の処分				82	82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	1,766	1,501	80	3,348
当期末残高	1,875	3,593	16,260	△572	21,155

（単位：百万円）

	その他の包括利益累計額					少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△262	0	1,461	1	1,199	2,312	21,230
会計方針の変更による累積的影響額							88
会計方針の変更を反映した当期首残高	△262	0	1,461	1	1,199	2,312	21,319
当期変動額							
株式交換による増加							1,766
剰余金の配当							△661
当期純利益							2,163
自己株式の取得							△1
自己株式の処分							82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	328	△0	528	6	863	△1,941	△1,078
当期変動額合計	328	△0	528	6	863	△1,941	2,270
当期末残高	65	－	1,990	7	2,063	370	23,590

（注） 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　注　記　表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

１．　連結の範囲に関する事項

連結子会社は株式会社イーピーミント、株式会社ＥＰファーマライン他36社であります。

当連結会計年度より出資持分取得により北京益信開元医療健康投資組合企業、新規設立によりEPSI Philippine Global Research Inc. 、益欣国際医薬科技股份有限公司を連結の範囲に含めております。

またＥＭＳ株式会社はＥＰＩ株式会社と吸収合併したため、連結の範囲から除外しております。

２．　持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社は、益新四薬（常州）科技有限公司他４社であります。

当連結会計年度より、出資持分取得により益誠医薬集団股份有限公司を持分法適用会社に含めております。

３．　会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

その他有価証券

時価のあるもの …… 主として当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

たな卸資産

仕掛品及び商品 …… 主として個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

デリバティブ …… 時価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却方法

有形固定資産(リース資産を除く) … 当社及び国内連結子会社は定率法（ただし、建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。在外連結子会社は定額法によっております。
なお、主な耐用年数は建物15年～47年、器具及び備品５年～15年であります。

無形固定資産(リース資産を除く) … 自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した必要額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌連結会計年度支給見込額のうち当連結会計年度負担相当額を計上しております。

受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当連結会計年度末の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産、負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は各社の会計期間に基づく期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」及び「少数株主持分」に含めております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。また、特例処理の要件を満たして

いる金利スワップについては特例処理によっております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建債権債務、外貨建予定取引及び借入金

ヘッジ方針

デリバティブ取引に関する内部規程に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計を比較し、その変動額の比率によって有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては有効性の評価を省略しております。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、５～10年間の均等償却を行っております。但し、金額が少額なものについては発生時に一括償却しております。

④ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

⑤ 消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

①（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した「単一の加重平均割引率を使用する方法」（デュレーションアプローチ）へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める

経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

これにより、当連結会計年度の期首において退職給付に係る負債が 138 百万円及び繰延税金資産が 49 百万円それぞれ減少し、利益剰余金が 88 百万円増加しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益、１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

②（企業結合に関する会計基準等の適用）

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号　平成25年９月13日。）、「連結財務諸表に関する会計基準」（企業会計基準第22号　平成25年９月13日。）及び「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第７号　平成25年９月13日。）等が平成26年４月１日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当連結会計年度より、子会社株式追加取得等において支配が継続している場合の子会社に対する親会社の持分変動の取扱い、取得関連費用の取扱い、暫定的な会計処理の取扱いについて早期適用いたしました。

なお、これらの会計基準等の適用より、当連結会計年度の資本剰余金が1,473百万円減少しております。また、営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ51百万円減少しております。なお、１株当たり純資産は38.98円、１株当たり純利益は1.38円それぞれ減少しております。

（追加情報）

「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」の会計処理

当社では、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度では、当社が「イーピーエス従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する全ての当社グループ従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は今後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、その都度当社株式を持株会に売却します。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残存債務を弁済するため、従業員への追加負担は

ありません。

当該株式の取得、処分に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 実務対応報告第30号（平成27年３月26日公表））を適用し、当該指針に従って会計処理を行っております。

（2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末において254百万円、230,500株であります。

（3）総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度　235百万円

Ⅱ．表示方法の変更

（連結損益計算書）

前連結会計年度において、「営業外収益」の「その他」に含めていた「消費税等差益」、「補助金収入」、「違約金収入」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

Ⅲ．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額	建物	692百万円
	器具及び備品	695
	その他	188
	計	1,576

Ⅳ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

１．　当連結会計年度末日における発行済株式の総数

普通株式　38,426,113株

２．　当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

	株式の種類	配当金の総額	１株当たり配当額	基　準　日	効力発生日
平成26年12月19日定時株主総会	普通株式	357百万円	10円	平成26年９月30日	平成26年12月22日
平成27年５月１日取締役会	普通株式	304百万円	８円	平成27年３月31日	平成27年６月８日

（注）配当金の総額には、持株会信託に対する配当金５百万円を含めております。

3． 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成27年12月22日の定時株主総会における議案として、普通株式の配当に係る事項を下記のとおり提案しております。

配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
380百万円	10円	平成27年９月30日	平成27年12月24日

（注）配当金の総額には、持株会信託に対する配当金２百万円を含めております。

Ⅴ．金融商品に関する注記

1． 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については一時的な余裕資金は短期的な預金や安全性の高い金融資産で運用し、資金調達においては事業計画に照らして銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金と取引先企業等に対する長期貸付金には、顧客の信用リスクがあり、また、外貨建営業債権は為替変動リスクに晒されております。投資有価証券については、主に企業価値向上につながる取引先企業等の業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクがあります。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど１年以内の支払期日であり、その一部は外貨建てのため為替変動リスクに晒されておりますが、必要に応じて先物為替予約を利用してヘッジしております。借入金は、主に運転資金など営業活動に係る資金調達を目的としたものであります。

デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引及び借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジの方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」の「重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社及びグループ各社は、債権管理に係る社内規程に従い、営業債権及び長期貸付金について取引先ごとに期日管理及び残高管理を行うとともに、財政状態などの悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引の利用にあたっては、リスクを軽減するために、高格付を有する金融機関に限定して取引を行っております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

外貨建の金銭債権債務の為替変動リスクについては、ヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引を行っており、借入金に係る支払金利の変動リスクについては、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた各社内規程に従って担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社及び一部の連結子会社は、適時に資金繰計画及び予想を作成・更新するとともに、必要な運転資金を手許流動性資金として保持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動することがあります。

２．　金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には記載しておりません。

（単位：百万円）

		連結貸借対照表計上額	時　　価	差　　額
(1)	現金及び預金	13,968	13,968	－
(2)	受取手形及び売掛金	9,913	9,913	－
(3)	有価証券	762	762	－
(4)	投資有価証券	1,025	926	△99
(5)	長期貸付金	892		
	貸倒引当金※	△806		
		85	85	—
(6)	敷金及び保証金	1,551	1,446	△105
資産計		27,309	27,104	△204
(1)	支払手形及び買掛金	894	894	－
(2)	短期借入金	615	615	－
(3)	未払法人税等	2,454	2,454	－
(4)	長期借入金	3,882	3,887	5
負債計		7,846	7,851	5

※長期貸付金に個別計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）１　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3)有価証券

短期で決済され、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(5) 長期貸付金

長期貸付金の時価の算定は、将来キャッシュ・フローを債務者のリスクを反映した市場利率で返済期間にわたり割引計算したものを時価としております。

なお、長期貸付金の金額については、１年内回収予定の金額を含んでおります。

(6) 敷金及び保証金

敷金及び保証金の時価の算定は将来のキャッシュ・フローを合理的と考えられる利率に基づいて割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

短期で決済され、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利については、元利金の合計額を、取引先金融機関から提示された同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、長期借入金の金額については、１年以内返済予定の金額を含んでおります。

2 非上場株式及び関連会社株式（連結貸借対照表計上額 890百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表の「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

Ⅵ. １株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	614円27銭
１株当たり当期純利益	58円14銭

（注）持株会信託が所有する当社株式については、連結貸借対照表においては自己株式として表示しているため、１株当たり当期純利益額の算定に用いられた期中平均株式数からは、当該株式を控除しております。

Ⅶ. その他の注記

1． 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税及び未払地方法人特別税	212百万円
賞与引当金	577
退職給付に係る負債	272
役員退職慰労引当金	72
賞与引当金に係る未払社会保険料	82
投資有価証券評価損	310
資産除去債務	113
繰越欠損金	597
貸倒引当金	278
その他	237
繰延税金資産小計	2,756
評価性引当額	△1,406
繰延税金資産合計	1,350
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△36
資産除去債務に対応する除去費用	△57
その他	0
繰延税金負債合計	△93
繰延税金資産の純額	1,257

繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

流動資産－繰延税金資産	972百万円
固定資産－繰延税金資産	346
流動負債－その他	△0
固定負債－その他	△61

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.1
住民税均等割等	1.5
未実現利益消去に係る影響額	2.3
評価性引当額の増加	7.2
のれん償却額	2.3
のれん減損損失	2.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.4
その他	1.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	54.8

(3) 法人税法等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。その結果、繰延税金資産の金額が67百万円減少し、その他有価証券評価差額金が３百万円、法人税等調整額が64百万円それぞれ増加しております。

２．退職給付会計に関する注記

① 採用している退職給付制度の概要

当社及び一部の国内連結子会社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。

確定給付企業年金制度（すべて積立型制度である。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。

退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付債務に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

② 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

退職給付債務の期首残高	3,138百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△138
会計方針の変更を反映した期首残高	3,000
勤務費用	524
利息費用	40
数理計算上の差異の発生額	△148
退職給付の支払額	△142
退職給付債務の期末残高	3,275

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く）

年金資産の期首残高	2,487百万円
期待運用収益	3
数理計算上の差異の発生額	△160
事業主からの拠出額	480
退職給付の支払額	△142
年金資産の期末残高	2,669

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

退職給付に係る負債の期首残高	103百万円
退職給付費用	152
退職給付の支払額	△30
制度への拠出額	△149
退職給付に係る負債の期末残高	76

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

積立型制度の退職給付債務	3,804百万円
年金資産	△3,222
	581
非積立型制度の退職給付債務	100
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	682
退職給付に係る負債	724
退職給付に係る資産	△41
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	682

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	524百万円
利息費用	40
期待運用収益	△3
数理計算上の差異の費用処理額	25
簡便法で計算した退職給付費用	152
確定給付制度に係る退職給付費用	739

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（税効果控除前）の内訳は次の通りであります。

未認識数理計算上の差異	△14百万円
合計	△14

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次の通りであります。

保険資産（一般勘定） 100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	1.19%
長期期待運用収益率	0.16%

③. 確定拠出制度

当社連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は111百万円であります。

3．追加情報

（重要な株式交換）

当社及び株式会社綜合臨床ホールディングス（以下「綜合臨床ＨＤ」といいます。）は、平成27年９月28日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年１月１日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社とし、綜合臨床ＨＤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合を行うことに関して決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換の実施は、平成27年12月22日開催予定の当社の定時株主総会及び平成27年12月17日開催予定の綜合臨床ＨＤの臨時株主総会の承認、並びに当社による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続きがとられていないこと等を条件としております。

本株式交換の効力発生日に先立ち、綜合臨床ＨＤの株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）において、平成27年12月28日に上場廃止（最終売買日は平成27年12月25日）となる予定です。

１　本株式交換の概要

（1）本株式交換当事企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換完全親会社	当社	株式又は持分の保有を通じたグループ経営の企画・管理、グループ会社の経営管理業務等
株式交換完全子会社	綜合臨床ＨＤ	ＳＭＯ事業等を営む企業グループの経営戦略策定及びグループ会社の経営支配・管理

（2）効力発生日　　平成28年１月１日（予定）

（3）本株式交換の目的

グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図るため。

２　実施する会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）を適用し、当社を取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。なお、本株式交換に伴い発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現時点では未定です。

３　本株式交換に関する事項

当社を株式交換完全親会社、綜合臨床ＨＤを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、平成27年12月22日開催予定の定時株主総会、綜合臨床ＨＤについては、平成27年12月17日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成28年１月１日を効力発生日として行われる予定です。

①本株式の種類及び交換比率並びに交付予定の株式数

	当社 （株式交換完全親会社）	綜合臨床ＨＤ （株式交換完全子会社）
株式交換に係る交換比率	1	0.39
株式交換により交付する新株式数	普通株式7,764,610（予定）	

②株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率について、当社はその公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社を選定しております。

当社については、当社が東証第一部に上場しており、市場価値が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」）を採用して算定を行いました。

また、綜合臨床ＨＤについても、綜合臨床ＨＤが東証第一部市場の上場

しており、市場価値が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

綜合臨床ＨＤは本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるＳＭＢＣ日興証券株式会社を選定しました。

この算定結果を踏まえ、当社並びに綜合臨床ＨＤは慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断にいたりました。

貸 借 対 照 表

(平成27年９月30日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,220**	**流動負債**	**2,629**
現金及び預金	944	短期借入金	2,000
売掛金	84	１年内返済予定の長期借入金	444
仕掛品	3	リース債務	4
前払費用	19	未払金	77
繰延税金資産	18	未払費用	21
その他	149	未払法人税等	19
固定資産	**23,118**	未払消費税等	39
有形固定資産	**289**	賞与引当金	18
建物	248	その他	4
器具及び備品	19	**固定負債**	**2,553**
リース資産	21	長期借入金	2,203
無形固定資産	**5**	リース債務	17
その他	5	繰延税金負債	56
投資その他の資産	**22,822**	退職給付引当金	10
投資有価証券	725	役員退職慰労引当金	128
関係会社株式	17,016	資産除去債務	77
関係会社出資金	13	その他	59
長期貸付金	279	**負債合計**	**5,182**
関係会社長期貸付金	4,572	(純資産の部)	
敷金及び保証金	339	**株主資本**	**19,092**
その他	74	**資本金**	**1,875**
貸倒引当金	△200	**資本剰余金**	**5,066**
		資本準備金	5,065
		その他資本剰余金	1
		利益剰余金	**12,723**
		利益準備金	10
		その他利益剰余金	12,712
		別途積立金	11,517
		繰越利益剰余金	1,195
		自己株式	**△572**
		評価・換算差額等	**63**
		その他有価証券評価差額金	**63**
		純資産合計	**19,156**
資産合計	**24,338**	**負債純資産合計**	**24,338**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**5,299**
営業収益		
関係会社受取配当金	48	
経営支援料	617	**665**
売上及び営業収益合計		**5,964**
売上原価		**3,660**
売上総利益		**2,303**
販売費及び一般管理費		**776**
営業費用		**767**
営業利益		**760**
営業外収益		
受取利息	60	
受取配当金	184	
為替差益	5	
保険解約益	50	
違約金収入	70	
その他	62	434
営業外費用		
支払利息	38	
貸倒引当金繰入額	200	
その他	9	247
経常利益		**946**
特別利益		
投資有価証券売却益	9	9
特別損失		
投資有価証券評価損	471	
関係会社株式評価損	725	
関係会社出資金評価損	19	
その他	20	1,236
税引前当期純損失		**281**
法人税、住民税及び事業税	97	
法人税等調整額	270	367
当期純損失		**649**

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成26年10月１日から
平成27年９月30日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	1,875	1,825	1	1,826	10	10,717	3,217	13,945
会計方針の変更による累積的影響額							88	88
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,875	1,825	1	1,826	10	10,717	3,306	14,034
当期変動額								
株式交換による増加		3,240		3,240				
剰余金の配当							△661	△661
別途積立金の積立						800	△800	－
当期純損失							△649	△649
自己株式の取得								
自己株式の処分			0	0				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	－	3,240	0	3,240	－	800	△2,111	△1,311
当期末残高	1,875	5,065	1	5,066	10	11,517	1,195	12,723

（単位：百万円）

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△653	16,993	△264	△264	16,728
会計方針の変更による累積的影響額		88			88
会計方針の変更を反映した当期首残高	△653	17,082	△264	△264	16,817
当期変動額					
株式交換による増加		3,240			3,240
剰余金の配当		△661			△661
別途積立金の積立		－			－
当期純損失		△649			△649
自己株式の取得	△1	△1			△1
自己株式の処分	82	82			82
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			328	328	328
当期変動額合計	80	2,010	328	328	2,338
当期末残高	△572	19,092	63	63	19,156

（注）　記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個　別　注　記　表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

１．　有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの …… 事業年度末日の市場価格等に基づく時価法
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの …… 移動平均法による原価法

２．　たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品 …… 個別法による原価法
（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

３．　固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)… 定率法（ただし、建物（附属設備は除く）は定額法）によっております。なお、主な耐用年数は建物10～15年、器具及び備品５～15年であります。

無形固定資産(リース資産を除く)… のれんについては、５年間の均等償却によっております。
自社利用ソフトウェアについては、利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

リース資産 …… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4．　外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、事業年度末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5．　引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案した必要額を計上することとしております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、翌事業年度支給見込額のうち当事業年度負担相当額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（５年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末要支給見込額を計上しております。

6．　その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

金利スワップについて特例処理の要件を満たしているので特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 …… 金利スワップ

ヘッジ対象 …… 借入金

ヘッジ方針

金利変動リスクの低減のため対象債務の範囲内でヘッジを行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更しております。また、割引率の決定方法を退職給付の支払見込期間及び支払見込期間毎の金額を反映した「単一の加重平均割引率を使用する方法」（デュレーションアプローチ）へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

これにより、当事業年度の期首において退職給付引当金が 138 百万円及び繰延税金資産が 49 百万円それぞれ減少し、利益剰余金が 88 百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純損失、１株当たり情報に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」の会計処理

当社では、当社グループ従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として「従業員持株会信託型ＥＳＯＰ」を導入しております。

(1) 取引の概要

本制度では、当社が「イーピーエス従業員持株会」（以下、「持株会」）に加入する全ての当社グループ従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託（以下、「持株会信託」）を設定し、持株会信託は今後５年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、銀行から取得資金の借入を行った上で、株式市場から予め取得します。その後、持株会信託は持株会が定期的に行う当社株式の取得に際して、その都度当社株式を持株会に売却します。持株会に対する当社株式の売却を通じて売却益相当額が累積した場合には、これを残余財産として受益者要件を充足する従業員に対して分配します。

なお当社は、持株会信託が当社株式を取得するための借入に対して補償を行うため、当社株価の下落により、持株会信託が借入債務を完済できなかった場合には、当社が借入先銀行に対して残余債務を弁済するため、従業員への追加負担はありません。

当社株式の取得、処分に関する会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会　実務対応報告第30号（平成27年３月26日公表）を適用し、当該指針に従って会計処理を行っております。

(2) 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末において254百万円、230,500株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度　235百万円

Ⅱ．表示方法の変更

（貸借対照表）

前事業年度において、独立掲記していた「流動資産」の「立替金」、「流動負債」の「預り金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「その他」に含めて表示しております。なお、前事業年度において、独立掲記していた「従業員に対する長期貸付金」は金額的重要性が乏しくなったため、当事業年度より「長期貸付金」に含めて表示しております。

Ⅲ．貸借対照表に関する注記

１．有形固定資産の減価償却累計額

建物	98百万円
器具及び備品	24
リース資産	8
計	131

２．関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	187百万円
長期金銭債権	4,572
短期金銭債務	1,545
長期金銭債務	0

３．取締役、監査役に対する金銭債務

金銭債務	0百万円

Ⅳ. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	337百万円
営業収益	665
売上原価	615
一般管理費	129
営業費用	198
営業外収益	279
営業外費用	10

Ⅴ. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数　　普通株式　　626,280株

（注）平成27年９月30日現在の貸借対照表において自己株式として表示している当社株式数が230,500株あります。これは、持株会信託が所有している当社株式数であります。

Ⅵ. 税効果会計に関する注記

１．　繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税及び未払地方法人特別税	3百万円
賞与引当金	6
賞与未払社会保険料	1
役員退職慰労引当金	41
退職給付引当金	3
関係会社株式評価損	260
投資有価証券評価損	307
資産除去債務	25
貸倒引当金	64
その他	10
繰延税金資産小計	724
評価性引当額	△705
繰延税金資産合計	18
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△35
資産除去債務に対応する除去費用	△16
その他	△4
繰延税金負債合計	△56
繰延税金負債の純額	△37

２．法人税法等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年10月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年10月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.3%に変更されております。その結果、繰延税金負債の金額が４百万円が減少し、その他有価証券評価差額金が３百万円増加、法人税等調整額が０百万円減少しております。

Ⅶ. リースにより使用する固定資産に関する注記

貸借対照表に計上した固定資産の他、事務機器等の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

Ⅷ. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

（単位：百万円）

属　性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高
子会社	イーピーエス株式会社	所有直接 100.0%	経営支援、資金の貸付、役員の兼任等	経営支援料(注４)	348	―	―
				資金の貸付(注１)	1,000	―	―
				受取利息	2	―	―
				会社分割(注５)	8,001	―	―
子会社	株式会社イーピーミント	所有直接 100.0%	経営支援、資金の借入、役員の兼任等	経営支援料(注４)	91	―	―
				資金の借入(注１)	500	短期借入金	1,500
				支払利息	10	―	―
子会社	株式会社ＥＰファーマライン	所有直接 95.0%	経営支援、役員の兼任等	経営支援料(注４)	86	―	―
子会社	ＥＰＳインターナショナル株式会社	所有直接 100.0%	当社得意先、役員の兼任等	ＣＲＯ業務の提供（販売）(注２)	298	―	―
				会社分割(注５)	1,071	―	―
子会社	ＥＰＳ益新株式会社	所有直接 100.0%	資金の貸付、役員の兼任等	受取利息	47	未収収益	45
				資金の貸付(注１)	4,043	関係会社長期貸付金	4,143
				会社分割(注５)	1,432	―	―
				投資有価証券、出資持分の譲渡(注２)	3,836	―	―
				増資の引受	100	―	―
子会社	株式会社イーピービズ	所有直接 100.0%	管理業務の委託、資金の貸付、役員の兼任等	支払手数料(注２)	223	未払金	17
				資金の貸付(注１)	70	関係会社長期貸付金	137
				受取利息	1	―	―

取引方針及び取引方針の決定方法

（注）１.資金の貸付、借入については、市場金利を勘案して決定しております。
返済期間は一括返済としております。なお、担保は差し入れておりません。
２.価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して当社が希望価格を提示し、価格交渉の上で決定しております。
３.取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
４.経営支援料については、経営支援の対価として合理的に算出して決定しております。

5．会社分割については、組織再編に係る会計基準に基づき、計上しております。

役員及び個人株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
当社代表取締役社長	田代伸郎	0.28%	代表取締役社長	株式交換	295	―	―

（注）取引方針及び取引方針の決定方法

株式交換については、当社連結子会社である株式会社イーピーミントの完全子会社化を目的としたものであり、株式交換比率は第三者による株式価値の算定結果を参考に決定しております。なお、取引金額については、効力発生日（平成27年１月１日）の前取引日（平成26年12月30日）の終値の市場価額に基づき算定しております。

議決権等の所有（被所有）割合については、平成27年９月30日時点の割合を記載しております。

Ⅸ．１株当たり情報に関する注記

１．　１株当たり純資産額　506円78銭

２．　１株当たり当期純損失　17円45銭

（注）持株会信託が所有する当社株式については、貸借対照表においては自己株式として表示しているため、１株当たり当期純損失額の算定に用いられた期中平均株式数からは、当該株式を控除しております。

Ⅹ．その他の注記

追加情報

（重要な株式交換）

当社及び株式会社綜合臨床ホールディングス（以下「綜合臨床ＨＤ」といいます。）は、平成27年９月28日開催のそれぞれの取締役会において、平成28年１月１日を効力発生日（予定）として、当社を株式交換完全親会社とし、綜合臨床ＨＤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）により経営統合を行うことに関して決議し、両社間で株式交換契約を締結いたしました。

なお、本株式交換の実施は、平成27年12月22日開催予定の当社の定時株主総会及び平成27年12月17日開催予定の綜合臨床ＨＤの臨時株主総会の承認、並びに当社による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続きがとられていないこと等を条件としております。

本株式交換の効力発生日に先立ち、綜合臨床ＨＤの株式は、株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）において、平成27年12月28日に上場廃止（最終売買日は平成27年12月25日）となる予定です。

1　本株式交換の概要

(1) 本株式交換当事企業の名称及び事業の内容

	名称	事業の内容
株式交換完全親会社	当社	株式又は持分の保有を通じたグループ経営の企画・管理、グループ会社の経営管理業務等
株式交換完全子会社	綜合臨床ＨＤ	ＳＭＯ事業等を営む企業グループの経営戦略策定及びグループ会社の経営支配・管理

(2) 効力発生日　　平成28年１月１日（予定）

(3) 本株式交換の目的

グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図るため。

2　実施する会計処理の概要

本株式交換に関する会計処理については、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号）「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号）を適用し、当社を取得企業とするパーチェス法による会計処理を予定しております。なお、本株式交換に伴い発生するのれん（または負ののれん）の金額に関しては、現時点では未定です。

3　本株式交換に関する事項

当社を株式交換完全親会社、綜合臨床ＨＤを株式交換完全子会社とする株式交換となります。本株式交換は、当社については、平成27年12月22日開催予定の定時株主総会、綜合臨床ＨＤについては、平成27年12月17日開催予定の臨時株主総会において、それぞれ本株式交換契約の承認を受けたうえで、平成28年１月１日を効力発生日として行われる予定です。

①本株式の種類及び交換比率並びに交付予定の株式数

	当社 （株式交換完全親会社）	綜合臨床ＨＤ （株式交換完全子会社）
株式交換に係る交換比率	1	0.39
株式交換により交付する新株式数	普通株式7,764,610（予定）	

②株式交換比率の算定方法

本株式交換の株式交換比率について、当社はその公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社を選定しております。

当社については、当社が東証第一部に上場しており、市場価値が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディス

カウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」）を採用して算定を行いました。

また、綜合臨床ＨＤについても、綜合臨床ＨＤが東証第一部市場の上場しており、市場価値が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。

綜合臨床ＨＤは本株式交換の株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、独立した第三者機関であるＳＭＢＣ日興証券株式会社を選定しました。

この算定結果を踏まえ、当社並びに綜合臨床ＨＤは慎重に交渉・協議を重ねた結果、上記株式交換比率が妥当であるとの判断にいたりました。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

ＥＰＳホールディングス株式会社

取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　田　良　洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　博　久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　健　夫	㊞

当監査法人は、会社法第４４４条第４項の規定に基づき、ＥＰＳホールディングス株式会社（旧会社名イーピーエス株式会社）の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＥＰＳホールディングス株式会社（旧会社名　イーピーエス株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「その他の注記　追加情報　重要な株式交換」に記載されているとおり、会社は平成27年９月28日開催の取締役会において平成28年１月１日を効力発生日（予定）として、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社綜合臨床ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を行うことに関して決議し、両者間で株式交換契約が締結されている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年11月13日

ＥＰＳホールディングス株式会社
取　締　役　会　　御　中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	津　田　良　洋	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	加　藤　博　久	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鈴　木　健　夫	㊞

当監査法人は、会社法第４３６条第２項第１号の規定に基づき、ＥＰＳホールディングス株式会社（旧会社名　イーピーエス株式会社）の平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第25期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項
「その他の注記　追加情報　重要な株式交換」に記載されているとおり、会社は平成27年９月28日開催の取締役会において平成28年１月１日を効力発生日（予定）として、会社を株式交換完全親会社とし、株式会社綜合臨床ホールディングスを株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を行うことに関して決議し、両者間で株式交換契約が締結されている。
当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年10月１日から平成27年９月30日までの第25期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1.　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.　監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年11月17日

ＥＰＳホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役　　藤　井　資　久　㊞

社外監査役　　舩　橋　晴　雄　㊞

社外監査役　　辻　純　一　郎　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当社は、株主様への利益還元を充実させていくことが経営の重要課題の一つであると考えております。急速な市場変化に対応するために財務基盤の充実を勘案しつつ、安定的な成果配分を行うことを基本方針とし、年間配当の配当性向目標を30％と設定しております。

上記方針に基づき、当期の期末配当につきましては、当期の業績、経営体質の強化及び今後の事業展開等を総合的に勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

１．配当財産の種類

金銭

２．配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき10円　　配当総額380,303,330円

なお、年間配当金は、１株につき中間配当８円を含め、合計18円となります。

３．剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年12月24日

第２号議案　当社と株式会社綜合臨床ホールディングスとの株式交換契約承認の件

当社と株式会社綜合臨床ホールディングス（以下「綜合臨床ＨＤ」といいます。）は、平成27年９月28日開催のそれぞれの取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、綜合臨床ＨＤを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことを決議し、両社間で株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。

なお、本株式交換は、両社の株主総会の承認、当社による私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第２項に基づく届出について法定の待機期間が経過し、かつ、公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられていないこと等を条件としております。

１．本株式交換を行う理由

当社及び綜合臨床ＨＤ両社グループの主要な事業の顧客である製薬企業の属する医薬品業界におきましては、近年、新薬創出の困難な状況や、承認基準の厳格化や医療制度の見直しが進む中、厳しい事業環境が継続しております。製薬企業は、研究開発費の増大や主力製品の特許切れ等の環境の下、組織体制の最適化を図り、医薬品開発の迅速化と効率化を目指して、アウトソーシングを加速する傾向にあります。

当社は、医薬品や医療機器の開発を取り巻く経営環境が変化する中で、「価値あるソリューションの創出を通じて、健康産業の発展に貢献します」を基本理念とする経営理念を定め、国内においては、ＣＲＯ事業、ＳＭＯ事業及びＣＳＯ事業を展開しており、海外においては、臨床試験に係るGlobal Research事業及び益新事業を展開しております。ＣＲＯ事業は、イーピーエス株式会社において展開しております。設立以来、リーディングカンパニーとして事業規模を拡大してきました。臨床試験の個別業務に留まらず、企画から薬事申請までの一貫したサービスを提供しています。ＳＭＯ事業は、株式会社イーピーミントにおいて展開しており、ＳＭＯとして医療機関が実施する「治験」に係る業務を、適正かつ円滑に進められるようサポートすることを使命としています。疾患領域では、特に癌・循環器系・脳神経外科等の高難易度領域に強く、高血圧・高脂血症・糖尿病等の生活習慣病領域も数多く手がけており、顧客から信頼され、選ばれるパートナーを目指して成長しております。優良な医療機関との提携拡大及び治験実施体制の整備、プロジェクト管理体制の強化、提案型営業の全面展開等の営業体制の強化を図ることにより業績の拡大に努めてまいりました。

当社は、平成27年１月１日付で、持株会社体制へ移行いたしました。これにより、グループ全体の経営体制について、各事業セグメントにおける自主経営の推進、権限と責任の明確化及びバックアップ体制の拡充を図ることにより、グループ全体の企業価値を最大化する経営体制の構築に取り組んでおります。

一方、綜合臨床ＨＤは、「高い倫理性と責任のもと、医療現場の支援を通じて、医療の発展に貢献します。」を企業理念に掲げ、長期経営ビジョンである「綜合医療サービス支援企業」への発展の実現に向けて、主要事業であるＳＭＯ事業及びその周辺事業の規模拡大と、新規事業の立ち上げに取り組んでおります。

綜合臨床ＨＤは、医療の現場から平成元年に創業以来、ＳＭＯ業界のパイオニアとして事業を成長させ、併せて業界の発展をリードしてまいりました。主要事業であるＳＭＯ事業は、株式会社綜合臨床サイエンスを中心に株式会社あすも臨床薬理研究所、株式会社ジェービーエスとともに展開しており、全国24か所に拠点を置き、全国の専門性の高いクリニックを中心に業界最大となる約3,500の医療機関と提携し、整形外科領域、生活習慣病領域等を得意分野として事業拡大してまいりました。また、近年では、著しい増加がみられる中枢神経系領域でも存在感を示しており、更に主要大学病院、基幹病院との提携を進め先進医療分野の治験支援にも積極的に取り組んでおります。また、顧客満足向上のため、ＣＲＣ教育研修の充実、品質保証の徹底、案件の進捗管理の強化等にも、積極的に取り組んでおります。

また、周辺事業では、他社に先駆けて心理評価事業として中枢神経系領域等の治験における心理士による評価業務を株式会社綜合臨床サイエンスが行い、特に外資系企業の信頼を得ております。ＣＲＯ事業は、株式会社綜合臨床メディフィが臨床研究に注力したサービスを提供し、順調に事業を拡大しております。更に、平成27年９月１日より株式会社綜合臨床エムケアを設立し、メンタルヘルスケア事業の展開に向けた取り組みを開始いたしました。

両社グループは、ＳＭＯ事業を中心とした臨床試験及び臨床研究の実施支援業務において、補完、協力し合うことを目的に資本業務提携契約を平成25年３月に締結いたしました。具体的には、双方のＳＭＯ事業を展開する子会社間で、得意とする地域、疾患領域、また、提携医療機関の種類などを補完することにより、顧客への提案内容の幅を拡げ、競争力を高めることで事業発展に繋げるための提携契約であります。しかしながら、顧客である製薬企業等においては、医薬品開発支援に係る品質のみならず、価格やスピードの面からも更なる高い要求を求められ一層厳しさを増しており、臨床試験のスピードの向上、効率化を図るため、ＣＲＯ及びＳＭＯ相互の独立性を確保しつつ総合的な管理を望む声が高まってきております。このように顧客の高まる要求に応えていくためには、能力の高いＣＲＣの育成促進やＩＴ化を推進することにより業務の効率化、精度の向上に努め、事業の拡大を通してグループが一体となったサービスの創出及び提供が必要であるということが、近年、両社グループとも共通の認識として高まってまいりました。

今般の当社と綜合臨床ＨＤの経営統合は、このような業界環境及び両社のあり方について真摯に協議を重ねた結果であり、経営統合後は、ＣＲＯ事業及び業界最大のＣＲＣ1,000名体制となるＳＭＯ事業において、市場のリーディングカンパニーとして更なる成長を実現すべく事業規模の拡大に努めてまいります。

経営統合後の当社は、グループ経営の一層の充実・強化を推進し、グループとしての企業価値の更なる向上を図り、本株式交換により当社の株式を保有することとなる綜合臨床ＨＤの株主の皆様を含め、当社の株主様のご期待に応えてまいりたいと考えております。

２．株式交換契約の内容の概要

当社と綜合臨床ＨＤとの間で締結した平成27年９月28日付の本株式交換契約の内容については、次のとおりであります。

株式交換契約書（写）

ＥＰＳホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社綜合臨床ホールディングス（以下「乙」という。）は、平成27年９月28日（以下「本締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第１条（本株式交換）

本契約の規定に従い、乙は、甲を乙の株式交換完全親会社とし、乙を甲の株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行い、甲は、本株式交換により、乙の発行済株式（甲が有する乙の株式を除く。以下同じ。）の全部を取得する。

第２条（株式交換完全親会社及び株式交換完全子会社の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

（１）甲（株式交換完全親会社）
商号：ＥＰＳホールディングス株式会社
住所：東京都新宿区津久戸町１番８号

（２）乙（株式交換完全子会社）
商号：株式会社綜合臨床ホールディングス
住所：東京都新宿区西新宿二丁目４番１号

第３条（本株式交換に際して交付する株式の数の算定方法及びその割当てに関する事項）

１．甲は、本株式交換に際して、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）における乙の株主（第11条に基づく乙の自己株式の消却後の株主をいうものとし、甲を除く。以下「対象株主」という。）に対し、乙の普通株式に代わり、その有する乙の普通株式の数の合計に0.39を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。

２．甲は、本株式交換に際して、対象株主に対し、その有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式0.39株の割合をもって割り当てる。

３．前二項の規定に従い甲が対象株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に１株に満たない端数がある場合には、甲は会社法第234条その他の関連法令の規定に従い処理する。

第４条（甲の資本金及び準備金の額に関する事項）

本株式交換により増加すべき甲の資本金及び準備金の額は以下のとおりとする。

（１）資本金の額　　2,012,748,271円
（２）資本準備金の額　　会社計算規則第39条に従い甲が別途定める額
（３）利益準備金の額　　０円

第５条（本効力発生日）
本株式交換がその効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、平成28年１月１日とする。但し、本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、これを変更することができる。

第６条（株主総会の承認）
１．甲は、平成27年12月22日に開催予定の定時株主総会（以下「ＥＰＳホールディングス定時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
２．乙は、平成27年12月17日に開催予定の臨時株主総会（以下「綜合臨床ホールディングス臨時株主総会」という。）において、本契約の承認を求める。
３．本株式交換の手続の進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲及び乙は協議し合意の上、前二項に定める各株主総会の開催日を変更することができる。

第７条（会社財産の管理等）
甲及び乙は、本締結日以降本効力発生日に至るまでの間、それぞれ善良なる管理者の注意をもって、その業務の執行並びに財産の管理及び運営を行うものとし、また、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある行為については、あらかじめ協議し合意の上、これを行うものとする。

第８条（本株式交換後の事業再編）
甲及び乙は、本株式交換の効力発生後、甲及び乙のＳＭＯ事業につき、乙の傘下において再編を行うものとする。但し、具体的な再編手続きについては、甲乙間の今後の協議により定めるものとする。

第９条（剰余金の配当等）
１．甲は、平成27年９月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された甲の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式１株あたり10円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
２．乙は、平成27年７月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者に対して、普通株式１株あたり５円を限度として、剰余金の配当を行うことができる。
３．甲及び乙は、前各項に定めるものを除き、本締結日後、本効力発生日より前の日を基準日とする剰余金の配当の決議を行ってはならず、また本効力発生日より前の日を取得日とする自己株式の取得（適用法令に従い株主の権利行使に応じて自己の株式の取得をしなければならない場合を除く。）の決議を行ってはならない。但し、甲及び乙は、別途書面により合意することにより、前各項に定める剰余金の配当額を変更することができる。

第10条（新株予約権の消却）
１．乙は、本効力発生日の前日までに、その発行する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を全て無償取得し消却するか、又はその他の方法により消滅させるものとする。
２．乙は、前項の本新株予約権の消滅の手続及び条件については、甲と協議し合意の上、決定するものとする。

第11条（自己株式の消却）
乙は、法令等に従い、基準時までに有することとなる自己株式（本株式交換に関して行使される反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって乙が取得する自己株式を含む。）全てを基準時において消却するものとする。

第12条（本株式交換の条件変更及び本株式交換の中止）
本締結日以降本効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合（公正取引委員会により排除措置命令等本株式交換を妨げる措置又は手続がとられた場合を含むが、これらに限られない。）その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他の本契約の内容を変更し、又は本株式交換を中止することができる。

第13条（本契約の効力）
本契約は、(i)ＥＰＳホールディングス定時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(ii)綜合臨床ホールディングス臨時株主総会において本契約の承認が受けられない場合、(iii)法令等に定められた本株式交換の実行に必要な関係官庁の承認等が得られない場合（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づき甲が本株式交換に関して行う届出が効力発生日までに受理されない場合又は当該届出に係る措置期間が効力発生日までに終了しない場合を含むが、これらに限られない。）、並びに(iv)前条に基づき本株式交換が中止された場合には、その効力を失う。

第14条（誠実協議）
甲及び乙は、本契約に定めのない事項又は本契約の条項に疑義が生じた場合には、誠実に協議し、その解決に努めるものとする。

以上を証するため、甲及び乙は、本契約の正本２通を作成し、それぞれ各１通を保有する。

平成27年９月28日

東京都新宿区津久戸町１番８号
ＥＰＳホールディングス株式会社
代表取締役　巌　浩　　㊞

東京都新宿区西新宿二丁目４番１号
株式会社綜合臨床ホールディングス
代表取締役　立川　憲之　　㊞

３．会社法施行規則第193条各号に掲げる事項の内容の概要

（１）交換対価の相当性に関する事項

①本株式交換に係る割当ての内容

	当社 （株式交換完全親会社）	綜合臨床ＨＤ （株式交換完全子会社）
本株式交換に係る 交換比率	1	0.39
本株式交換により交付する 新株式数	普通株式7,764,610株（予定）	

（注）１．株式の割当比率

綜合臨床ＨＤの普通株式１株に対して、当社の普通株式0.39株を割当て交付いたします。ただし、当社が所有する綜合臨床ＨＤの普通株式647,100株については、本株式交換による株式の割当ては行いません。

２．本株式交換により交付する株式数

当社は、本株式交換に際して、当社が綜合臨床ＨＤの発行済株式（当社が所有する綜合臨床ＨＤの普通株式を除きます。）の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)における綜合臨床ＨＤの株主（当社を除きます。）に対し、その所有する綜合臨床ＨＤの普通株式１株につき、当社が新たに発行する普通株式0.39株を割当て交付します。

なお、綜合臨床ＨＤは、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する綜合臨床ＨＤの取締役会決議により、基準時までに有することとなるすべての自己株式（本株式交換に関して行使される会社法第785条第１項に基づく反対株主の株式買取請求に係る株式買取りによって取得する自己株式を含みます。）を基準時において消却する予定です。

また、本株式交換により当社が発行する新株式数については、平成27年７月31日現在における綜合臨床ＨＤの発行済株式総数（21,548,000株）及び綜合臨床ＨＤが有する自己株式数（991,643株）に基づいて算定した数であり、綜合臨床ＨＤによる自己株式の消却や綜合臨床ＨＤが発行する新株予約権の保有者による当該新株予約権の行使等により今後修正される可能性があります。

３．単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することになる綜合臨床ＨＤの株主の皆様につきましては、本株式交換の効力発生日以降、当社の株式に係る次の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

（１）単元未満株式の買取制度（100株未満株式の売却）

会社法第192条第１項の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

（２）単元未満株式の買増制度（100株への買増し）

会社法第194条第１項及び当社の定款の規定に基づき、当社の単元未満株式を保有する株主の皆様が、当社に対して、その保有する単元未満株式の数と併せて１単元（100株）となる数の普通株式を売り渡すことを請求し、これを当社から買い増すことができる制度です。

４．１株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、当社の１株に満たない端数の交付を受けることとなる綜合臨床ＨＤの株主の皆様に対しては、会社法第234条その他の関連法令の規定に従い、その端数の合計数（合計数に１に満たない端数がある場合は、これを切り捨てるものとします。）に相当する数の当社の株式を売却し、かかる売却代金をその端数に応じて当該株主の皆様に交付いたします。

②本株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

（ア）算定の基礎及び経緯

上記３．（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率について、後記３．（１）②（エ）「公正性を担保するための措置」に記載のとおり、当社はみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、綜合臨床ＨＤはＳＭＢＣ日興証券株式会社（以下「ＳＭＢＣ日興証券」といいます。）を、それぞれの株式交換比率の算定に関する第三者算定機関としてそれぞれ選定いたしました。両社は、それぞれの第三者算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び助言並びにそれぞれ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を参考に、また、各社において両社の財務状況、業績動向、株価動向等を勘案し、これらを踏まえて慎重に交渉・協議を重ねました。その結果、それぞれ上記３．（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り、合意いたしました。

（イ）算定機関の名称及び当事会社との関係

みずほ証券及びＳＭＢＣ日興証券は、いずれも当社及び綜合臨床ＨＤから独立した第三者算定機関であり、当社及び綜合臨床ＨＤの関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

（ウ）算定の概要

みずほ証券は、当社については、当社が株式会社東京証券取引所市場第一部（以下「東証第一部」といいます。）に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためディスカウンテッド・キャッシュフロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成27年９月25日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成27年８月26日から平成27年９月25日まで）、３ヶ月間（平成27年6月26日から平成27年９月25日まで）、６ヶ月間（平成27年３月26日から平成27年９月25日まで）の東証第一部における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。また、綜合臨床ＨＤについては、綜合臨床ＨＤが東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから市場株価法を、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。市場株価法では、平成27年９月25日を算定基準日として、対象期間については、株式市場の状況等の諸事情を勘案し、算定基準日、算定基準日以前の１ヶ月間（平成27年８月26日から平成27年９月25日まで）、３ヶ月間（平成27年６月26日から平成27年９月25日まで）、６ヶ月間（平成27年３月26日から平成27年９月25日まで）の東証第一部における株価終値単純平均値を採用しました。ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社の株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定方法の算定結果は、次のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.31～0.33
ＤＣＦ法	0.30～0.43

みずほ証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの資料及び情報等が、すべて正確かつ完全なものであること、株式交換比率の算定に重大な影響を与える可能性がある事実でみずほ証券に対して未開示の事実はないこと等を前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証は行っておりません。また、当社、綜合臨床ＨＤ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。また、かかる算定において参照した両社の財務見通しについては、両社により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に準備・作成されたことを前提としていること、並びにかかる算定は平成27年９月25日現在の情報と経済情勢を反映したものであることを前提としております。

なお、みずほ証券が提出した株式交換比率の算定結果は、本株式交換における株式交換比率の公平性について意見を表明するものではありません。

当社は、みずほ証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、みずほ証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

他方、ＳＭＢＣ日興証券は、当社については、当社が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（株式市場の諸事情を勘案し、算定基準日である平成27年９月25日を基準日として、綜合臨床ＨＤが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成27年９月４日の翌営業日である平成27年９月７日から算定基準日までの終値単純平均値、平成27年８月26日から算定基準日までの１ヶ月間の終値単純平均値、平成27年６月26日から算定基準日までの３ヶ月間の終値単純平均値、平成27年３月26日から算定基準日までの６ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。なお、ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

綜合臨床ＨＤについては、同社が東証第一部に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（株式市場の諸事情を勘案し、算定基準日である平成27年９月25日を基準日として、綜合臨床ＨＤが「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表した平成27年９月４日の翌営業日である平成27年９月７日から算定基準日までの終値単純平均値、平成27年８月26日から算定基準日までの１ヶ月間の終値単純平均値、平成27年６月26日から算定基準日までの３ヶ月間の終値単純平均値、平成27年３月26日から算定基準日までの６ヶ月間の終値単純平均値）を、また、将来の事業活動の状況を評価に反映するためＤＣＦ法を採用して算定を行いました。なお、ＤＣＦ法では、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はありません。また、当該財務予測は、本株式交換の実施を前提としておりません。

当社の株式の１株当たりの株式価値を１とした場合の各算定方法の算定結果は、次のとおりです。

採用手法	株式交換比率の算定結果
市場株価法	0.30～0.33
ＤＣＦ法	0.30～0.43

ＳＭＢＣ日興証券は、株式交換比率の算定に際して、両社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、当社、綜合臨床ＨＤ及びそれらの関係会社の資産又は負債（偶発債務を含みます。）について、個別の資産及び負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定又は査定を行っておらず、第三者機関への鑑定又は査定の依頼も行っておりません。ＳＭＢＣ日興証券の株式交換比率の算定は、平成27年９月25日までの情報及び経済条件を反映したものであり、当社及び綜合臨床ＨＤより現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討又は作成されたことを前提としております。

綜合臨床ＨＤは、ＳＭＢＣ日興証券より、本株式交換における株式交換比率に関する評価手法、前提条件及び算定経緯等についての説明を受けることを通じて、ＳＭＢＣ日興証券による上記算定結果の合理性を確認しております。

（エ）公正性を担保するための措置

当社及び綜合臨床ＨＤは、本株式交換における割当比率の公正性を担保するため、上記３．（１）②（ア）「算定の基礎及び経緯」に記載のとおり、それぞれ第三者算定機関に割当比率の算定を依頼し、その算定結果及びそれぞれ相手方に対して実施したデューディリジェンスの結果等を参考として、交渉・協議を行い、上記３．（１）①「本株式交換に係る割当ての内容」に記載の株式交換比率により本株式交換を行うことを合意いたしました。

なお、当社及び綜合臨床ＨＤは、いずれも、第三者算定機関から割当比率の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

また、本株式交換の法務アドバイザーとして、当社は森・濱田松本法律事務所を、綜合臨床ＨＤは長島・大野・常松法律事務所をそれぞれ選定し、本株式交換の諸手続きを含む取締役会の意思決定の方法・過程等について、それぞれ法的助言を受けております。なお、森・濱田松本法律事務所及び長島・大野・常松法律事務所は、両社の関連当事者に該当せず、本株式交換に関し、いずれも、当社及び綜合臨床ＨＤとの間で重要な利害関係を有しません。

（オ）利益相反を回避するための措置

本株式交換にあたって、当社と綜合臨床ＨＤとの間には特段の利益相反関係は生じないことから、特別な措置は講じておりません。

③交換対価として当社の普通株式を選択した理由

当社及び綜合臨床ＨＤは、本株式交換に係る綜合臨床ＨＤの普通株式に対する交換対価として、当社の普通株式を選択いたしました。当社の普通株式は、東証第一部に上場されており、本株式交換後も株式の流動性を確保できるものと考えております。また、綜合臨床ＨＤの株主が当社の普通株式を交換対価として受け取る場合には、綜合臨床ＨＤの株主は、本株式交換による完全子会社化に伴うグループとしての企業価値向上による利益を享受することが可能であると考えていることから、当社の株式を本株式交換における対価として選択いたしました。

（２）当社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、次のとおりであります。当該資本金及び準備金の額は、法令及び当社の資本の状況その他の諸事情を総合的に判断した上で決定したものであり、相当であると考えております。

①資本金の額　　2,012,748,271円
②資本準備金の額　　会社計算規則第39条に従い当社が別途定める額
③利益準備金の額　　０円

（３）綜合臨床ＨＤの最終事業年度に係る計算書類等の内容

別冊「株式会社綜合臨床ホールディングスの最終事業年度に係る計算書類等」のとおりであります。

（４）綜合臨床ＨＤにおいて最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

綜合臨床ＨＤは、平成27年９月１日付で、メンタルヘルスケア事業を目的とする100％子会社（株式会社綜合臨床エムケア）を設立いたしました。

第３号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

経営基盤の一層の強化と充実を図るため、取締役に役付取締役として、新たに取締役副会長を定めることができるよう、現行定款第23条（代表取締役及び役付取締役）に所要の変更を行うものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日から施行され、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、現行定款第31条（取締役の責任免除）及び第42条（監査役の責任免除）に所要の変更を行うものであります。

なお、現行定款第31条（取締役の責任免除）の変更については、あらかじめ各監査役の同意を得ております。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部分は、変更箇所を示しております。）

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 ②　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第23条　取締役会は、その決議により代表取締役を選定する。 ②　取締役会は、その決議により取締役会長、取締役副会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。

現　行　定　款	変　更　定　款　案
（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。	（監査役の責任免除） 第42条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ②　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする。

第４号議案　取締役９名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役９名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	げん　こう 厳　浩 （昭和37年11月９日生）	平成３年５月　株式会社エプス東京（現当社）設立代表取締役 平成４年11月　株式会社イー・ピー・エス東京（現当社）代表取締役社長 平成８年８月　有限会社ワイ・アンド・ジー代表取締役（現任） 平成20年12月　益新（中国）有限公司董事長（現任） 平成21年３月　日本中華総商会会長 平成22年８月　特定非営利活動法人日中医学交流センター副会長（現任） 平成24年４月　一般社団法人日本中華総商会代表理事（現任） 平成24年６月　EPS GLOBAL RESEARCH, INC.取締役（現任） 平成24年10月　イーピーエス株式会社（現当社）代表取締役会長（現任） 平成24年12月　益通（蘇州）医療技術有限公司董事長（現任） 平成25年８月　益新（南通）医薬科技有限公司董事長（現任） 益通（南通）医療設備有限公司董事長（現任） 平成25年10月　ＥＰＳ益新株式会社代表取締役社長（現任）	312,700株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	たしろしんろう 田代伸郎 （昭和30年２月18日生）	昭和53年４月　株式会社相互生物医科学研究所（現株式会社ビー・エム・エル）入社 平成13年９月　株式会社ミント設立　代表取締役社長 平成17年３月　株式会社イーピーリンク（現株式会社イーピーミント）代表取締役社長 平成23年12月　イーピーエス株式会社（現当社）取締役 平成24年４月　株式会社イーピーミント取締役会長 イーピーエス株式会社（現当社）代表取締役副社長 平成24年10月　同社代表取締役社長（現任） 平成25年12月　株式会社ＥＰファーマライン代表取締役会長 平成27年１月　株式会社イーピーミント代表取締役会長 平成27年10月　同社代表取締役社長（現任）	106,640株
3	※ にしのはるお 西野晴夫 （昭和25年４月７日生）	昭和52年５月　医師免許取得 昭和61年11月　医学博士号取得 昭和62年９月　医療法人恵仁会松島クリニック院長（現任） 平成元年12月　株式会社綜合臨床ホールディングス代表取締役 平成13年８月　同社取締役会長（現任） 平成19年８月　株式会社エビデンスセンター取締役会長 平成21年７月　株式会社綜合臨床サイエンス取締役会長 平成24年７月　株式会社綜合臨床メデフィ取締役（現任） 平成26年８月　株式会社綜合臨床サイエンス取締役 平成26年９月　同社取締役会長（現任） 平成27年９月　株式会社綜合臨床エムケア取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
4	田中　尚 （たなか　ひさし） （昭和30年１月13日生）	昭和59年４月 エーザイ株式会社入社 平成15年６月 同社執行役員臨床研究センター長 平成16年６月 同社執行役臨床研究センター長 平成20年６月 同社常務執行役臨床研究センター長 平成21年８月 イーピーエス株式会社（現当社）顧問 平成23年10月 同社執行役員中国事業本部本部長 平成25年４月 同社常務執行役員中国事業本部本部長 平成25年10月 同社常務執行役員ＣＲＯ事業本部事業本部長兼プロジェクトマネジメント室室長 平成25年12月 同社取締役ＣＲＯ事業本部長 平成26年２月 株式会社ＥＰＳアソシエイト代表取締役社長 平成26年７月 イーピーエス分割準備株式会社（現イーピーエス株式会社）代表取締役社長 平成27年１月 イーピーエス株式会社代表取締役代表執行役員社長（現任） ＥＰＳインターナショナル株式会社代表取締役会長（現任） 平成27年10月 当社取締役副社長執行役員副社長（現任）	4,300株
5	西塚淳一 （にしづかじゅんいち） （昭和29年４月14日生）	昭和52年４月 プラチナ萬年筆株式会社入社 昭和60年８月 株式会社アルファスター入社 平成５年５月 株式会社アテック（現株式会社ＷＯＷＯＷコミュニケーションズ）代表取締役 平成15年６月 同社相談役 平成16年12月 アポプラスステーション株式会社メディカルライン事業部執行役員 平成18年９月 株式会社メディカルライン設立　代表取締役社長 平成25年５月 株式会社ファーマネットワーク（現株式会社ＥＰファーマライン）取締役会長 平成25年８月 同社代表取締役会長 平成25年10月 株式会社ＥＰファーマライン代表取締役社長（現任） 平成25年12月 イーピーエス株式会社（現当社）取締役（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
6	ダンウェン Ｄａｎ Ｗｅｎｇ (昭和37年７月10日生)	平成９年８月 Quintiles China社 Chief Representative 平成11年２月 Pharmanet Inc.社 Sr. Director Far East Operation 平成15年１月 ICON Clinical Research Inc.社 President, Rest of World 平成20年９月 ICON Plc.社 Executive VP 平成22年１月 Medpace, Inc.社 VP, Rest of World 平成23年10月 当社執行役員グローバルリサーチカンパニープレジデント＆ＣＥＯ 平成23年10月 全面顧問股份有限公司董事長（現任） 平成24年６月 EPS GLOBAL RESEARCH, INC.取締役（現任） EPS International Korea Limited.代表取締役（現任） 平成25年10月 ＥＰＳインターナショナル株式会社代表取締役社長（現任） 平成25年12月 イーピーエス株式会社（現当社）取締役 平成26年８月 益新国際医薬科技有限公司董事長（現任） 平成27年１月 当社取締役上席執行役員第二事業推進グループ長兼海外事業推進室長兼EPS AMERICAS CORP. CEO 平成27年10月 当社取締役上席執行役員海外事業推進室長兼EPS AMERICAS CORP. CEO（現任）	－株

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴、当社における地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
7	たまいやすはる 玉井康治 （昭和36年12月19日生）	昭和60年４月 センチュリリサーチセンタ株式会社（現伊藤忠テクノソリューションズ株式会社）入社 平成11年７月 イーピーエス株式会社（現当社）臨床業務推進２部マネージャー 平成12年10月 同社臨床情報処理部門副部門長兼業務管理室マネージャー 平成13年12月 同社取締役臨床情報処理部門長 平成21年10月 同社取締役企画営業本部・情報技術部担当 平成23年10月 同社取締役執行役員ＱＭＳセンター長・情報技術部・シェアード推進室担当 平成24年７月 株式会社イーピービズ代表取締役社長 平成24年10月 イーピーエス株式会社（現当社）取締役執行役員品質マネジメント本部長 平成25年10月 同社取締役執行役員ＣＲＯ事業本部副本部長 平成25年12月 同社執行役員ＣＲＯ事業本部副本部長 平成26年４月 同社執行役員ＣＲＯ事業本部副事業本部長兼ＣＲＯ管理センター長 平成26年12月 同社取締役 平成27年10月 当社取締役上席執行役員人事室長兼ＩＴ室長（現任）	67,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
8	おり はし しゅう ぞう 折橋秀三 (昭和33年８月18日生)	昭和56年４月 株式会社三菱銀行（現株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行）入行 平成23年１月 イーピーエス株式会社（現当社）企画営業本部経営企画室マネージャー 平成23年10月 同社執行役員管理本部長 平成23年12月 同社取締役執行役員管理本部長 平成24年10月 同社取締役常務執行役員管理本部長 平成26年４月 同社取締役常務執行役員グループ管理センター副センター長 平成27年１月 当社取締役上席執行役員第二経営支援グループ長兼広報秘書長 平成27年10月 当社取締役上席執行役員渉外室長（現任）	2,100株
9	あん どう よし のり 安藤佳則 (昭和32年２月７日生)	昭和56年４月 三菱重工業株式会社入社 平成４年２月 マッキンゼー・アンド・カンパニー入社 平成６年11月 エレクトロニック・データ・システムズ株式会社取締役副社長 平成11年４月 A. T. カーニー株式会社入社 平成17年１月 同社マネジング・ディレクター・アジアパシフィック担当 平成19年７月 イーソリューションズ株式会社代表取締役会長 平成21年７月 株式会社安藤佳則事務所代表取締役社長（現任） 平成22年12月 イーピーエス株式会社（現当社）社外監査役 平成23年６月 スルガ銀行株式会社社外取締役（現任） 平成23年10月 知識工房株式会社代表取締役（現任） 平成23年12月 イーピーエス株式会社（現当社）社外取締役（現任） 平成24年３月 日本エイ・ティー・エム株式会社社外取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任取締役候補者であります。
２．各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．安藤佳則氏は、社外取締役候補者であり、株式会社東京証券取引所有価証券上場規程第436条の２に定める独立役員の候補者であります。
４．安藤佳則氏は、企業の経営に関する豊富な経験、実績と幅広い見識を有しており、また、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な立場にあり、当社経営に資するところが大きいと判断し、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
５．安藤佳則氏の当社取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年となります。

第５号議案　監査役２名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役藤井資久氏及び舩橋晴雄氏が任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴及び当社における地位 （重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	※ とみながともひろ 冨永俱弘 （昭和22年３月８日生）	昭和45年４月 日立化学株式会社（現日本ケミファ株式会社）入社 平成２年２月 森永乳業株式会社入社 平成11年９月 イーピーエス株式会社（現当社）入社 平成12年12月 同社取締役 平成21年12月 同社顧問（現任） 平成22年11月 株式会社ファーマネットワーク（現株式会社ＥＰファーマライン）代表取締役会長 平成26年７月 イーピーエス分割準備株式会社（現イーピーエス株式会社）監査役（現任）	400株
2	ふなばしはるお 舩橋晴雄 （昭和21年９月19日生）	昭和44年７月 大蔵省（現財務省）入省 平成６年６月 大蔵省（現財務省）副財務官 平成７年３月 東京税関長 平成９年７月 国税庁次長 平成10年６月 証券取引等監視委員会事務局長 平成12年６月 国土庁長官官房長 平成13年７月 国土交通省国土交通審議官 平成14年７月 同省退官 平成15年２月 シリウス・インスティテュート株式会社代表取締役（現任） 平成17年３月 ケネディクス株式会社社外監査役（現任） 平成18年６月 鴻池運輸株式会社社外監査役（現任） 平成19年12月 株式会社パソナグループ社外監査役（現任） 平成21年６月 第一生命保険株式会社社外取締役（現任） 平成23年12月 イーピーエス株式会社（現当社）社外監査役（現任） 平成27年６月 日立キャピタル株式会社社外取締役（現任）	－株

（注）１．※印は、新任監査役候補者であります。
２．各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
３．舩橋晴雄氏は、社外監査役候補者であります。
４．舩橋晴雄氏は、経営や行政における豊富な経験と幅広い見識により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し、社外監査役としての選任をお願いするものであります。
５．舩橋晴雄氏の当社監査役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって４年となります。

第６号議案　補欠監査役１名選任の件

平成26年12月19日開催の第24回定時株主総会において補欠監査役に選任された栃木敏明氏の選任の効力は、本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、改めて補欠監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本選任の効力につきましては、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名 （生年月日）	略歴及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
とちぎ　としあき 栃木　敏明 （昭和24年４月16日生）	昭和54年４月 弁護士登録 平成７年５月 のぞみ総合法律事務所創業パートナー弁護士（現任） 平成22年４月 第二東京弁護士会会長 日本弁護士連合会副会長 平成23年５月 日本弁護士政治連盟副理事長（現任） 平成23年６月 森電機株式会社（現アジアグロースキャピタル株式会社）社外監査役（現任） 平成25年４月 関東弁護士会連合会理事長 平成26年６月 株式会社ヨコオ社外監査役（現任）	－株

（注）１．補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
２．栃木敏明氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
３．栃木敏明氏は、直接企業経営に関与された経験はないものの、弁護士としての長年の経験から企業法務に精通しており、会社経営全般について十分な見識を有していることから、補欠の社外監査役候補者として適任であると判断し、選任をお願いするものであります。

以上

〈メ　モ　欄〉

株主総会 会場 ご案内図

東京都千代田区九段北四丁目２番25号
アルカディア市ヶ谷(私学会館) ６階「霧島」の間　☎3261－9921(代)

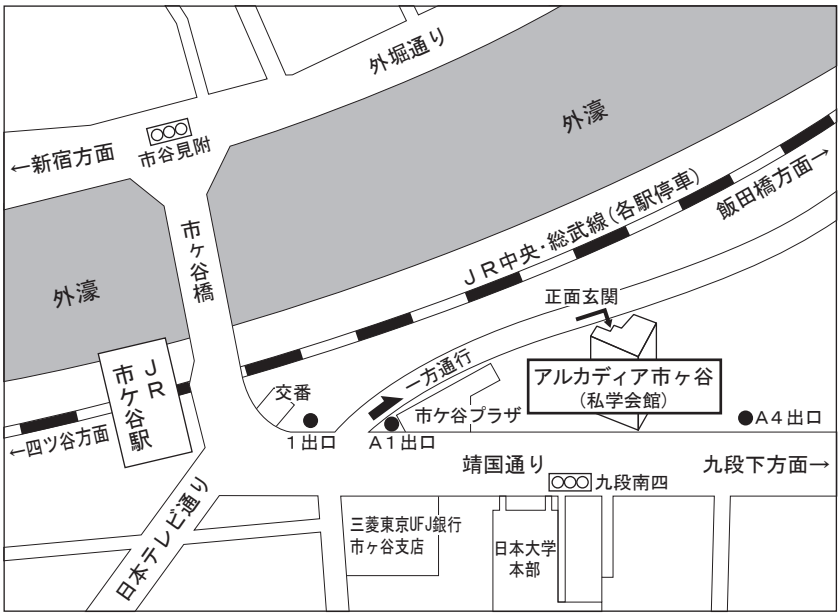

●交　通　（Ｊ　Ｒ）　市ケ谷駅　下車徒歩　２分
　　（地下鉄）　東京メトロ有楽町線・南北線、都営新宿線
　　各市ヶ谷駅　下車徒歩　２分

VEGETABLE OIL INK

第25回定時株主総会参考書類（別冊）

株式会社綜合臨床ホールディングスの
最終事業年度に係る計算書類等

ＥＰＳホールディングス株式会社

事　業　報　告

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

①　当連結会計年度の概要（平成26年８月１日から平成27年７月31日まで）

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費や設備投資に持ち直しの兆しがみられ、企業収益や雇用情勢は改善傾向にある等、景気は緩やかな回復基調が続いておりますが、中国経済をはじめとした海外景気の下振れがわが国経済を下押しするリスクとなっています。

医薬品業界におきましては、政府の成長戦略において、産官学連携を通じた迅速な新薬創出を促進するとともに、後発医薬品の普及促進のため数量シェア目標が80%以上と設定されるなど、社会保障費抑制の取組みが進められています。製薬各社の経営を取り巻く環境は厳しい状況にあり、同様に医療機関の経営環境も、診療報酬改定等により厳しい状況にあります。

このような環境のなか、当社グループの主要事業であるＳＭＯ（治験施設支援機関）業界におきましては、治験依頼者である製薬会社の開発領域について、がんや中枢神経系等の難治性疾患分野へのシフトが鮮明となり、試験内容の高度化にともなって、より効率的かつ高品質なサービスがＳＭＯに求められております。また、臨床研究分野におきましては、厚生労働省において法規制が検討され、実施の在り方についての法制化が了承されるなど、日本における臨床研究の質を高める体制整備が進められており、業界各社が今後のなりゆきに注目し、その対策を模索している状況です。

当社グループは、このような状況に対応するため、グループ各社間の連携を強化し、品質の更なる向上に努めるとともに、企画提案型営業の強化、プロジェクト管理体制の充実、資本業務提携の推進等、各種施策を実施してまいりました。

当連結会計年度におきましては、ＳＭＯ事業において、受注はボリューム的にはほぼ計画通りに獲得できたものの、試験期間が長期に亘る案件が当初見込みを上回る比率を占め、当連結会計年度に売上計上できる試験が計画を下回ったため、当連結会計年度の売上高は前連結会計年度を下回りました。

一方、ＣＲＯ（開発業務受託機関）事業においては臨床研究の実施に関する法制化が遅れていることから、試験の実施を控える傾向が強まったため、売上高は計画を下回りましたが、対前連結会計年度では順調に拡大しております。

その結果、当連結会計年度の業績は、前連結会計年度並みの売上高、営業利益、経常利益となりました。当期純利益は、前連結会計年度に減損損失の計上が発生していたことにより、前連結会計年度を上回っております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は5,924百万円（前連結会計年度比2.0%増）、営業利益674百万円（前連結会計年度比0.2%増）、経常利益684百万円（前連

結会計年度比0.1%増)、当期純利益418百万円（前連結会計年度比68.7%増）となりました。

② 事業セグメント毎の概況

a ＳＭＯ事業

当社グループは、ＣＲＣ（治験コーディネーター）業務、ＩＲＢ（治験審査委員会）事務局業務、治験事務局業務及び臨床試験に関するＳＭＯ事業を主たる事業としております。

ＳＭＯ事業における売上高は5,112百万円（前連結会計年度比2.2%減）となりました。

b その他の事業

当社グループはその他の事業として、ＣＲＯ事業及び心理評価業務を行っております。

その他の事業における売上高は812百万円（前連結会計年度比39.8%増）となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施いたしました設備投資の総額は27百万円であります。主なものは、有形固定資産11百万円、無形固定資産16百万円であり、このうち主なものは、ソフトウエアの取得であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、重要な資金調達はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループの事業を取り巻く環境を踏まえ、長期ビジョンを実現し、目標とする経営指標を達成するために、当面、当社が対処すべき課題は、以下のとおりであると認識しております。

① ＳＭＯ事業における受託案件の進捗管理の強化

製薬会社の開発動向を見据えながら提案型営業を推進し、依頼者ニーズに応えて受注拡大に繋げていくとともに、依頼者が望む効率的な試験実施を実現するため、プロジェクト管理体制の充実を図り受託案件の進捗管理を強化すること。

② ＣＲＯ事業における試験受託体制の整備

法制化を見据えて、あらゆる試験に対応できる体制を構築すること。

③ コンプライアンスの徹底とコーポレート・ガバナンスの充実

組織全体で、臨床試験に携わる企業としての倫理観や使命の浸透を図り、コンプライアンス（法令遵守）を徹底するとともに、品質向上を実現すること。

また、経営の透明性の向上とコンプライアンス経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ること。

④　人材の確保・育成及び従業員の意欲・能力の向上

より一層優秀な人材の確保・育成に努めていくとともに、引き続き従業員の意欲・能力の向上に積極的に取り組んでいくこと。

⑤ メンタルヘルスケア事業の立ち上げ

新規事業として取り組みを開始したメンタルヘルスケア事業を、当社グループにおける事業の柱の一つに育てること。

⑥ 新規事業の立ち上げ、M&Aの推進

事業規模の拡大・成長や新規事業の立ち上げをスピードアップするため、M&A・アライアンスを積極的に行うこと。

(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団

区分＼期別	第23期（平成24年７月期）	第24期（平成25年７月期）	第25期（平成26年７月期）	第26期（当連結会計年度）（平成27年７月期）
売上高（千円）	6,196,733	6,765,228	5,808,205	5,924,881
営業利益（千円）	1,131,106	1,141,263	672,962	674,487
経常利益（千円）	1,135,539	1,111,095	683,691	684,541
当期純利益（千円）	307,542	623,205	248,001	418,407
１株当たり当期純利益（円）	2,951.72	31.63	12.70	20.96
総資産（千円）	7,999,538	7,455,035	7,187,641	7,873,065
純資産（千円）	4,474,868	4,710,909	4,897,660	5,491,934
１株当たり純資産（円）	41,181.56	233.66	241.62	261.27

（注）１.当社は平成25年７月１日付で株式１株を200株とする株式分割を行っております。なお、第24期の連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して第24期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。
２.第26期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

② 当社

区分＼期別	第23期（平成24年７月期）	第24期（平成25年７月期）	第25期（平成26年７月期）	第26期(当期)（平成27年７月期）
営業収益（千円）	1,268,835	1,474,343	1,250,331	1,241,359
営業利益（千円）	567,341	737,251	442,627	476,423
経常利益（千円）	573,469	710,094	464,321	496,226
当期純利益（千円）	268,754	651,569	181,460	385,572
１株当たり当期純利益（円）	2,579.44	33.07	9.30	19.32
総資産（千円）	4,705,722	4,757,961	4,999,122	5,534,260
純資産（千円）	4,408,233	4,683,308	4,851,339	5,434,885
１株当たり純資産（円）	42,108.40	240.11	244.59	262.51

（注）当社は平成25年７月１日付で株式１株を200株とする株式分割を行っております。なお、第24期の事業年度の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して第24期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金（千円）	当社の出資比率（議決権比率）	主要な事業内容
株式会社綜合臨床サイエンス	80,000	100%	ＳＭＯ事業
株式会社あすも臨床薬理研究所	146,895	51%	ＳＭＯ事業
株式会社ジェービーエス	30,000	100%	ＳＭＯ事業
株式会社綜合臨床メデフィ	50,000	100%	ＣＲＯ事業

③ 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	帳簿価額の合計額（千円）	当社の総資産額（千円）
株式会社綜合臨床サイエンス	東京都新宿区西新宿二丁目４番１号	2,133,354	5,534,260

(7) 主な事業の内容

医療機関における臨床試験（治験）の実施に係る業務の一部を受託又は代行するＳＭＯ事業等を営む企業群を傘下にもつ持株会社として、グループ経営戦略策定、グループ会社の経営支配、管理を行っております。

(8) 主要な営業所

① 当社

名　称	所　在　地
本　　店	東京都新宿区

② 子会社

名　称	本店所在地
株式会社綜合臨床サイエンス	東京都新宿区
株式会社あすも臨床薬理研究所	東京都八王子市
株式会社ジェービーエス	兵庫県神戸市
株式会社綜合臨床メデフィ	東京都新宿区

(9) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

使用人の数	前連結会計年度末比増減
630名	20名増

② 当社の使用人の状況

使用人の数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
37名	4名減	40.6才	7.3年

（注）使用人の数は、就業人員であります。

(10)主要な借入先

該当事項はありません。

(11)その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、平成27年９月１日付で、新たに子会社として株式会社綜合臨床エムケア（資本金50百万円、当社持株比率100％）を設立いたしました。

２．会社の株式及び新株予約権に関する事項（平成27年７月31日現在）

(1) 株式に関する事項

① 発行可能株式総数　80,000,000株

② 発行済株式の総数　21,548,000株（うち自己株式991,643株）

③ 株主数　7,111名

④ 大株主（上位10位まで）

株主名	持株数	持株比率
	株	%
西野晴夫	3,716,200	18.08
佐々木幸弘	3,716,200	18.08
株式会社CAC Holdings	2,154,600	10.48
EPSホールディングス株式会社	647,100	3.15
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	561,700	2.73
株式会社メディカルシステムネットワーク	540,000	2.63
株式会社アイ・ディー・ディー	345,000	1.68
庄司孝	337,300	1.64
綜合臨床ホールディングス社員持株会	183,700	0.89
澤梨乃	180,000	0.88

（注）持株比率は自己株式（991,643株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

(2) 新株予約権等に関する事項

①平成23年10月20日開催の第22回定時株主総会の決議によるもの

・新株予約権の数　1,440個（新株予約権１個につき200株）
・目的となる株式の種類及び数　普通株式288,000株
・権利行使価格　214円
・権利確定条件　割当日において当社及び当社子会社の取締役、又は従業員であった者は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役、又は従業員であることを要します。ただし、任期満了による退任、会社都合による退職の場合はこの限りではありません。
・権利行使期間　平成25年12月15日から平成30年12月14日まで

（注）平成25年11月28日開催の取締役会決議により、新株予約権保有者が割当てを受けた新株予約権の各５分の１宛の行使期間について、行使期間中の12月15日から翌年12月14日までの各１年とする制限を削除いたしました。

・上記のうち、当社取締役、その他当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役除く）	1,250個	普通株式　250,000株	３名
当社社外取締役	―	―	―
当社役員（取締役除く）	―	―	―
合計	1,250個	普通株式　250,000株	３名

・その他新株予約権に関する重要な事項
新株予約権の権利行使により、905個が減少いたしました。

②平成26年11月27日開催の取締役会の決議によるもの

・新株予約権の数　471個（新株予約権１個につき100株）
・目的となる株式の種類及び数　普通株式47,100株
・権利行使価格　１円
・権利行使条件　当社又は当社子会社の取締役を喪失した日の翌日以降10日間に限り、当該喪失した新株予約権地位に基づき割当てを受けた新株予約権を行使することができます。
・権利行使期間　平成26年12月16日から平成56年12月15日まで

・上記のうち、当社取締役、その他当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
当社取締役（社外取締役除く）	277個	普通株式　27,700株	４名
当社社外取締役	―	―	―
当社役員（取締役除く）	―	―	―
合計	277個	普通株式　27,700株	４名

・上記のうち、子会社役員に交付した新株予約権の区分別合計

区　分	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	交付者数
子会社役員	227個	普通株式　22,700株	６名

・その他新株予約権に関する重要な事項
平成27年7月31日付にて新株予約権放棄書を受領し同日付にて33個が減少いたしました。

３．会社役員に関する事項（平成27年７月31日現在）

(1) 取締役及び監査役に関する事項

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	西野晴夫	株式会社綜合臨床サイエンス取締役会長 株式会社綜合臨床メデフィ取締役
取締役副会長	佐々木幸弘	株式会社綜合臨床サイエンス取締役副会長 株式会社綜合臨床メデフィ取締役
代表取締役社長	立川憲之	
取締役	橋本寿哉	経営管理、経理財務、情報システム、情報開示担当
取締役	石見陽	メドピア株式会社代表取締役社長
常勤監査役	倉田忠正	株式会社綜合臨床サイエンス監査役 株式会社あすも臨床薬理研究所監査役 株式会社綜合臨床メデフィ監査役
監査役	石田勝久	
監査役	沖倉強	
監査役	田辺信彦	極東貿易株式会社監査役 KYCOMホールディングス株式会社監査役

（注）１．取締役石見陽氏は、社外取締役であります。
２．監査役石田勝久、田辺信彦の両氏は、社外監査役であります。
３．監査役石田勝久氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所への届出を行っております。
４．監査役沖倉強氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．庄司孝氏は、平成26年10月22日開催の第25回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
６．平成26年８月１日付で執行役員制度を導入いたしました。
平成27年７月31日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	川窪晃己	株式会社綜合臨床サイエンス代表取締役社長
執行役員	生越秀人	株式会社綜合臨床メデフィ代表取締役社長
執行役員	千田実	株式会社あすも臨床薬理研究所代表取締役社長 株式会社ジェービーエス代表取締役社長
執行役員	金子康之	経営管理部長

（注）執行役員金子康之氏は、平成27年８月１日付で当社連結子会社である株式会社綜合臨床サイエンスの常務取締役に就任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役１名及び社外監査役１名との間で会社法第427条第１項及び当社定款第24条第２項及び第31条第２項の規定に基づき、会社法第423条第１項の責任につき300万円又は法令に定める額のいずれか高い額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職の状況等

区　分	氏　名	兼職先及び兼職内容
社外取締役	石見　陽	メドピア株式会社代表取締役社長
社外監査役	田辺信彦	極東貿易株式会社監査役 KYCOMホールディングス株式会社監査役

(注) １．メドピア株式会社は当社の業務提携先であります。
２．兼職先である極東貿易株式会社及びKYCOMホールディングス株式会社は、当社との間に特別の利害関係はありません。

② 主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	石見　陽	平成26年10月22日開催の第25回定時株主総会において新たに選任された後、当期中に開催された取締役会15回中14回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	石田勝久	当期中に開催された取締役会19回の全てに出席し、また当期中に開催された監査役会14回の全てに出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	田辺信彦	当期中に開催された取締役会19回中17回に出席し、また当期中に開催された監査役会14回中13回に出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第23条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が１回ありました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役	６名	123,278千円（うち社外	１名	2,700千円）
監査役	４名	19,200千円（うち社外	２名	4,800千円）

(注) 取締役の報酬等には、ストックオプションとして付与いたしました新株予約権に係る当事業年度の費用計上額11,578千円を含んでおります。

４．会計監査人の状況

(1) 名　　称　　仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第２条第１項の業務（監査証明業務）に係る報酬等の額

31,000千円

②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

31,000千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を含めて記載しております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第１項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項に定める解任事由に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか会計監査人の適格性及び独立性を害する事由等の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められた場合には、監査役会が会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

(6) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

５．業務の適正を確保する体制及び運用状況の概要

当社は、平成27年５月28日開催の取締役会において、平成27年５月１日施行の改正会社法及び改正会社法施行規則の改正内容に基づいて、「内部統制システムの基本方針」の一部改定を決議いたしました。改定後の内容は、次のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業活動を維持継続するために、法令遵守（コンプライアンス）が極めて重要であることを認識し、全ての取締役及び使用人が高い倫理観に基づいて活動を行うよう教育・研修等を実施し、社会から信頼される経営体制の確立に努める。

また当社は、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための窓口（ヘルプライン）を外部第三者機関に設置し、通報者の保護を徹底する。また、相談や通報を受けた問題についてはコンプライアンス委員会において解決を図る。

さらに、社長直轄組織である監査部により定期的に実施する内部監査により、会社の業務状況を把握し、全ての業務が、法令、定款及び社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査することにより、コンプライアンスの維持向上に努める。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会・取締役会その他の重要な会議の議事録及び各取締役の決裁文書等並びに取締役の職務執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」に基づき、保存、管理する。

また、「情報セキュリティ基本方針」に基づき、適切な情報の保存、管理を行うものとする。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、会社をとりまく様々なリスクに対処するため、「グループリスク管理委員会」を設置し、リスク管理に対する方針、施策等を決定する。

「グループリスク管理委員会」の委員長は社長が務める。

「グループリスク管理委員会」は、各部署におけるリスク管理の状況を定期的に把握し、その改善策を決定する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、医療現場の支援を中心とする複数のコア事業から構成される「綜合医療サービス支援企業」へと発展を遂げるという長期経営ビジョンの実現を目指して事業を展開しており、取締役は、この長期経営ビジョン達成のために、一丸となって職務を執行するものとする。

また、長期経営ビジョンを達成するため、以下の経営管理システムを実施し

ていくこととする。
①定例取締役会を開催し（原則として月１回）、重要事項の決定を行うと共に、各取締役は業務執行状況を報告する。
②必要に応じて、臨時取締役会を開催する。

(5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社は「関係会社管理規程」に基づき当社グループ全体の経営管理を実施する。具体的には取締役会が、各子会社の担当取締役を選任し、業務の執行状況について定期的に報告させる。
監査役会は、当社グループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行う。
また、監査部は、各子会社に対しても定期的に監査を実施することとし、その監査結果を社長に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合における当該使用人に関する事項
現在のところ、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、必要に応じて監査部の使用人等が監査役の業務補助のためのスタッフとなることとし、その人事については取締役と監査役が意見交換を実施したうえで決定するものとする。

(7) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役の業務補助のためのスタッフを置いた場合には、監査役は当該スタッフに対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、命令を受けた当該スタッフは、その命令に関して取締役の指揮命令を受けないものとする。

(8) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役及び使用人は、各子会社の取締役及び監査役、使用人は会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、その他会社に重要な影響を及ぼす事実があることを認識した場合は、直ちに監査役に報告するものとする。なお、監査役に報告をした者が当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

(9) その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役の半数は社外監査役とし、独立した立場から監査を行うものとする。
監査役の監査は、監査部と連携を保って実施するものとする。
監査役は、各業務執行取締役及び使用人から随時ヒアリングを行うものとし、代表取締役、会計監査人とは定期的に意見交換会を開催する。
なお、監査役は監査実施に要する費用について「監査役監査基準」に基づき会社へ請求する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は平成23年３月に綜合臨床グループＣＳＲ憲章を制定し、この中で「市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力及び団体を断固として排除する」ことを決議している。また、グループリスク管理委員会を設置し、この中でグループ会社も含め反社会的勢力排除に関する情報収集・管理を行っている。

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況は、内部統制システムの整備及び運用状況について継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告しております。また、調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

６．会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

連結貸借対照表

（平成27年７月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**5,321,208**	**流動負債**	**2,280,921**
現金及び預金	1,596,802	買掛金	13,530
受取手形及び売掛金	1,909,073	短期借入金	64,891
仕掛品	1,534,845	未払法人税等	127,309
繰延税金資産	133,537	前受金	1,228,681
その他	149,699	賞与引当金	132,958
貸倒引当金	△2,750	受注損失引当金	211,428
固定資産	**2,551,856**	その他	502,121
有形固定資産	**53,847**	**固定負債**	**100,210**
建物	36,012	長期借入金	32,375
その他	17,834	繰延税金負債	46,214
無形固定資産	**1,176,521**	その他	21,620
のれん	1,070,779	**負債合計**	**2,381,131**
その他	105,742	**純資産の部**	
投資その他の資産	**1,321,487**	**株主資本**	**5,254,663**
投資有価証券	1,167,700	資本金	1,364,517
繰延税金資産	8,899	資本剰余金	2,055,859
その他	144,888	利益剰余金	2,173,743
		自己株式	△339,457
		その他の包括利益累計額	**116,077**
		その他有価証券評価差額金	116,077
		新株予約権	**38,588**
		少数株主持分	**82,604**
		純資産合計	**5,491,934**
資産合計	**7,873,065**	**負債純資産合計**	**7,873,065**

連結損益計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

項目	金額	
売上高		**5,924,881**
売上原価		**3,872,505**
売上総利益		**2,052,376**
販売費及び一般管理費		**1,377,888**
営業利益		**674,487**
営業外収益		
受取利息	265	
受取配当金	12,000	
未払配当金除斥益	777	
その他	300	13,343
営業外費用		
支払利息	904	
障害者雇用納付金	2,100	
その他	285	3,289
経常利益		**684,541**
特別利益		
新株予約権戻入益	1,379	1,379
特別損失		
固定資産除却損	1,431	
その他	2,520	3,951
税金等調整前当期純利益		**681,969**
法人税、住民税及び事業税	298,583	
法人税等調整額	△12,914	285,668
少数株主損益調整前当期純利益		**396,300**
少数株主損失		22,107
当期純利益		**418,407**

連結株主資本等変動計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,364,517	1,998,007	1,953,054	△645,694	4,669,885
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△197,718		△197,718
当期純利益			418,407		418,407
自己株式の処分		57,851		306,236	364,088
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）					
連結会計年度中の変動額合計	―	57,851	220,689	306,236	584,777
当期末残高	1,364,517	2,055,859	2,173,743	△339,457	5,254,663

	その他の包括利益累計額	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金			
当期首残高	80,808	42,254	104,711	4,897,660
連結会計年度中の変動額				
剰余金の配当				△197,718
当期純利益				418,407
自己株式の処分				364,088
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	35,269	△3,665	△22,107	9,496
連結会計年度中の変動額合計	35,269	△3,665	△22,107	594,273
当期末残高	116,077	38,588	82,604	5,491,934

連　結　注　記　表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)
1．連結の範囲に関する事項
(1) 連結子会社の数…… 4社
(2) 連結子会社の名称……株式会社綜合臨床サイエンス
株式会社あすも臨床薬理研究所
株式会社綜合臨床メデフィ
株式会社ジェービーエス

2．持分法の適用に関する事項
該当事項はありません。

3．連結子会社の事業年度等に関する事項
連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4．会計処理基準に関する事項
(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
① 有価証券
関連会社株式…… 持分法非適用関連会社株式については、移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの……連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
時価のないもの……移動平均法による原価法

② たな卸資産
仕掛品……個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
貯蔵品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……定率法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　　物　３～18年

工具器具備品　３～20年

② 無形固定資産……定額法

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③ 受注損失引当金……受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 収益及び費用の計上基準……売上高計上基準

ＳＭＯ事業収入及びその他の事業収入については、いずれも完成基準を適用しております。

② 消費税等の会計処理……消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

③ のれんの償却方法及び償却期間……のれん勘定は主として20年で均等償却しております。

(追加情報)

法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する連結会計年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年８月１日に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年８月１日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額　　145,687千円

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

１.当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　21,548,000株

２.当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成26年10月22日定時株主総会	普通株式	98,308	5	平成26年７月31日	平成26年10月23日
平成27年３月５日取締役会	普通株式	99,409	5	平成27年１月31日	平成27年４月７日

３.当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議 予 定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成27年10月22日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	102,781	5	平成27年７月31日	平成27年10月23日

４.当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間が到来しているもの）の目的となる株式の数

平成22年10月21日定時株主総会決議によるストック・オプション　16,800株
平成23年10月20日定時株主総会決議によるストック・オプション　288,000株
平成26年11月27日開催の取締役会決議によるストック・オプション　47,100株

(金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い短期的な預金等に限定しております。また、資金調達については、金融機関からの借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、取引先ごとに期日管理及び残高管理を行い、回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に資本・業務提携等に基づき保有する株式であり、市場価格の変動リスク及び発行体の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握することで、減損懸念等保有リスクの軽減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、ほとんど1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金に係る資金調達であり全て固定金利であります。営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社グループでは各社が資金繰計画の作成や手元流動性を高めるなどの方法により流動性リスクの軽減を図っております。なお、当社は運転資金の一時的な増加に備えるため、取引銀行と当座貸越契約を締結しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格が無い場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

２.金融商品の時価等に関する事項

平成27年７月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時　価	差　額
(1) 現金及び預金	1,596,802	1,596,802	―
(2) 受取手形及び売掛金	1,909,073		
貸倒引当金	△2,750		
	1,906,323	1,906,323	―
(3) 投資有価証券	1,167,700	1,167,700	―
資産計	4,670,825	4,670,825	―
(1) 買掛金	13,530	13,530	―
(2) 短期借入金	48,000	48,000	―
(3) 未払法人税等	127,309	127,309	―
(4) 長期借入金	49,266	45,642	3,624
負債計	238,106	234,481	3,624

(注１)金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金、(2)短期借入金、(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。なお、短期借入金に含まれる１年内返済予定の長期借入金は（4）長期借入金に含めております。

(4)長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。なお、長期借入金には短期借入金に含まれる１年内返済予定の長期借入金を含めて記載しております。

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
現金及び預金	1,596,802	―	―	―
受取手形及び売掛金	1,909,073	―	―	―

(注3)長期借入金の連結決算日後の返済予定額

（単位：千円）

	１年以内	１年超５年以内	５年超10年以内	10年超
長期借入金	16,891	32,375	―	―

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　261円27銭

２．１株当たり当期純利益　20円96銭

（重要な後発事象に関する注記）

子会社の設立

当社は、平成27年７月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年９月１日付で、下記のとおり子会社を設立いたしました。

１.設立の目的

「専門家へ気軽に相談できたり、自身の体調を見える化する環境を用意することで、日常さまざまなシーンでの人々の悩みに向き合う」をコンセプトに、オンラインでもオフラインでも、患者にも医師にも、研究促進やデータヘルス計画等にも役立つ、メンタルケアプラットフォームを新たに展開するため。

２.子会社の概要

(1)　名　　称	株式会社綜合臨床エムケア
(2)　代　表　者	代表取締役社長　阿南　愛
(3)　所　在　地	東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　新宿パークタワーN30階
(4)　設立年月日	平成27年９月１日
(5)　主な事業内容	メンタルヘルスケア事業
(6)　決　算　期	７月31日
(7)　資　本　金	50,000千円
(8)　持株比率	当社　100％

（以上記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

貸 借 対 照 表

（平成27年７月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
項目	金額	項目	金額
流動資産	**1,615,893**	**流動負債**	**95,865**
現金及び預金	1,030,815	未払金	55,494
売掛金	273,077	未払費用	4,863
貯蔵品	841	未払法人税等	20,174
前払費用	15,397	預り金	5,674
関係会社短期貸付金	280,000	賞与引当金	9,658
繰延税金資産	10,571	**固定負債**	**3,510**
その他	5,189	繰延税金負債	3,510
固定資産	**3,918,366**	**負債合計**	**99,375**
有形固定資産	**28,072**	**純資産の部**	
建物	13,699	**株主資本**	**5,280,219**
工具、器具及び備品	14,372	資本金	1,364,517
無形固定資産	**83,975**	資本剰余金	2,055,859
ソフトウエア	82,802	資本準備金	1,640,117
その他	1,172	その他資本剰余金	415,741
投資その他の資産	**3,806,318**	利益剰余金	2,199,299
投資有価証券	1,167,700	利益準備金	5,900
関係会社株式	2,390,744	その他利益剰余金	2,193,399
関係会社長期貸付金	180,000	繰越利益剰余金	2,193,399
出資金	1,000	自己株式	△339,457
敷金及び保証金	56,593	**評価・換算差額等**	**116,077**
その他	10,281	その他有価証券評価差額金	116,077
		新株予約権	**38,588**
		純資産合計	**5,434,885**
資産合計	**5,534,260**	**負債純資産合計**	**5,534,260**

損　益　計　算　書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

項　　目	金	額
営　業　収　益		**1,241,359**
営　業　費　用		**764,936**
営　業　利　益		**476,423**
営　業　外　収　益		
受　取　利　息	7,223	
受　取　配　当　金	12,000	
未　払　配　当　金　除　斥　益	777	20,000
営　業　外　費　用		
そ　の　他	197	197
経　常　利　益		**496,226**
特　別　損　失		
固　定　資　産　除　却　損	866	866
税　引　前　当　期　純　利　益		**495,359**
法人税、住民税及び事業税	97,521	
法　人　税　等　調　整　額	12,265	109,786
当　期　純　利　益		**385,572**

株主資本等変動計算書

（平成26年８月１日から
平成27年７月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金		利益剰余金	
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	1,364,517	1,640,117	357,890	5,900	2,005,544
当期変動額					
剰余金の配当					△197,718
当期純利益					385,572
自己株式の処分			57,851		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	―	―	57,851	―	187,854
当期末残高	1,364,517	1,640,117	415,741	5,900	2,193,399

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△645,694	4,728,276	80,808	42,254	4,851,339
当期変動額					
剰余金の配当		△197,718			△197,718
当期純利益		385,572			385,572
自己株式の処分	306,236	364,088			364,088
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			35,269	△3,665	31,603
当期変動額合計	306,236	551,942	35,269	△3,665	583,545
当期末残高	△339,457	5,280,219	116,077	38,588	5,434,885

個 別 注 記 表

(継続企業の前提に関する注記)
該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)
1．資産の評価基準及び評価方法
(1) 有価証券
子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券
時価のあるもの……決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) たな卸資産
貯　　蔵　　品……最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

2．固定資産の減価償却の方法
(1) 有形固定資産……定率法
主な耐用年数は以下のとおりであります。
建　　物　８～18年
工具、器具及び備品　４～20年

(2) 無形固定資産……定額法
なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間(５年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 長期前払費用……均等償却

３．引当金の計上基準

(1) 貸　倒　引　当　金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞　与　引　当　金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

４．その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理…… 消費税及び地方消費税の会計処理については、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

１．有形固定資産の減価償却累計額	63,168千円
２．関係会社に対する金銭債権債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	277,434千円
長期金銭債権	8,109千円
短期金銭債務	565千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高	
営業取引	
営業収益	1,240,919千円
営業取引以外の取引	
営業外収益	7,071千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数	991,643株

(税効果会計に関する注記)

1．繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
子会社株式に係る一時差異	43,061千円
関係会社株式評価損	55,782千円
株式報酬費用	8,022千円
未払金・未払費用	478千円
未払事業税	3,684千円
賞与引当金	3,193千円
その他	4,730千円
繰延税金資産小計	118,950千円
評価性引当額	△56,609千円
繰延税金資産合計	62,341千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△55,280千円
繰延税金負債合計	△55,280千円
繰延税金資産の純額	7,061千円

2．法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第９号) 及び「地方税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第２号) が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から、平成27年８月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.0%に、平成28年８月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.2%になります。この税率変更による影響額は軽微であります。

（関連当事者との取引に関する注記）

1．役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	西野　晴夫	—	—	当社取締役	（被所有）直接　18.08	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使	14,616	—	—
役員	佐々木幸弘	—	—	当社取締役	（被所有）直接　18.08	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使	14,616	—	—
役員	立川　憲之	—	—	当社代表取締役社長	（被所有）直接　0.59	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使	11,918	—	—
役員	橋本　寿哉	—	—	当社取締役	（被所有）直接　0.19	—	新株予約権（ストック・オプション）の権利行使	10,700	—	—

（注）　平成22年10月21日及び平成23年10月20日開催の定時株主総会決議により、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき付与されたストック・オプションとしての新株予約権の当事業年度における権利行使を記載しております。なお、「取引金額」の欄は、権利行使による付与株式数に行使時の払込金額を乗じた金額を記載しております。

2．子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	株式会社綜合臨床サイエンス	東京都新宿区	80,000	SMO事業	（所有）直接　100.00	経営指導等 役員の兼任等	経営指導料等収入（注１）	990,450	売掛金	267,421
							利息の受取	5,308	関係会社短期貸付金（注２）	180,000
									関係会社長期貸付金（注２）	180,000
子会社	株式会社綜合臨床メディ	東京都新宿区	50,000	CRO事業	（所有）直接　100.00	経営指導等 役員の兼任等	資金の貸付	100,000	関係会社短期貸付金（注２）	100,000
							資金の回収	150,000		

（注１）　経営指導料の金額については、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準とし交渉の上、決定しております。

（注２） 資金の貸付の利率は、市場金利を勘案して合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
（注３） 上記の金額のうち、取引金額には消費税等を含めておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

（１株当たり情報に関する注記）

１．１株当たり純資産額　262円51銭
２．１株当たり当期純利益　19円32銭

（重要な後発事象に関する注記）

子会社の設立

当社は、平成27年７月30日開催の取締役会の決議に基づき、平成27年９月１日付で、下記のとおり子会社を設立いたしました。

１.設立の目的

「専門家へ気軽に相談できたり、自身の体調を見える化する環境を用意することで、日常さまざまなシーンでの人々の悩みに向き合う」をコンセプトに、オンラインでもオフラインでも、患者にも医師にも、研究促進やデータヘルス計画等にも役立つ、メンタルケアプラットフォームを新たに展開するため。

２.子会社の概要

(1) 名称	株式会社綜合臨床エムケア
(2) 代表者	代表取締役社長　阿南　愛
(3) 所在地	東京都新宿区西新宿三丁目７番１号　新宿パークタワーN30階
(4) 設立年月日	平成27年９月１日
(5) 主な事業内容	メンタルヘルスケア事業
(6) 決算期	７月31日
(7) 資本金	50,000千円
(8) 持株比率	当社　100％

（以上記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年９月10日

株式会社　綜合臨床ホールディングス
　取　締　役　会　　御　中

仰星監査法人

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　　岡　本　　悟　㊞

業務執行社員　公認会計士　　宮　島　　章　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社綜合臨床ホールディングスの平成26年８月1日から平成27年７月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
　当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
　監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
　当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社綜合臨床ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年９月10日

株式会社　綜合臨床ホールディングス
　取　締　役　会　　御　中

仰星監査法人

代　表　社　員
業務執行社員　公認会計士　　岡　本　　悟　㊞

業務執行社員　公認会計士　　宮　島　　章　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第1号の規定に基づき、株式会社綜合臨床ホールディングスの平成26年８月１日から平成27年７月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年８月１日から平成27年７月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び仰星監査法人から、当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年９月17日

株式会社綜合臨床ホールディングス　監査役会

常勤監査役　倉田忠正　㊞

社外監査役　石田勝久　㊞

監査役　沖倉　強　㊞

社外監査役　田辺信彦　㊞

以　上